

令和5年 第5回教育委員会 会議録

日 時	令和5年3月24日（金） 午前9時30分～午前11時30分
場 所	永守重信市民会館 第1会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事務局	教育部長、副部長兼学校教育課担当課長、学校教育課長、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、生涯学習課長、教育総務課長、文化財調査事務所長、図書館長、文化資料館担当課長、中央公民館長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	<p>議案第6号 向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について</p> <p>議案第7号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第8号 向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について</p> <p>議案第9号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第10号 向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について</p> <p>委員会諸報告</p>
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	<p>会議規則の規定により、第4回会議録の承認について諮る。</p> <p>(全員異議なし)</p>
教育長	<p>会議録は承認された。</p> <p>本日はまず、議案第6号「向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」及び議案第7号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は関係するので一括して上程する。</p>
事務局	<p>向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について―</p> <p>本案は、令和5年度から、学校運営協議会を市立小中学校に設置するにあたり、必要な事項を定めた「向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定するもので、教育長に対する事務委任規則第2</p>

	<p>条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>規則の主な内容として、まず第2条では、学校ごとに学校運営協議会を設置できる旨を規定している。</p> <p>第3条では、対象学校の校長は、毎年度基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得て、承認された基本方針に従って学校運営を行う旨を規定している。</p> <p>第4条では、協議会は学校運営に関する事項について、教育委員会または学校に意見を述べるができること、また、特定の個人に関する事項を除く、対象学校の職員の任用に関する事項について、教育委員会を経由して、京都府教育委員会に意見を述べるができることを規定している。</p> <p>第6条では、協議会は、委員15人以内で組織し、教育委員会が委嘱し、または任命すること、第8条では、委員の任期を規定している。</p> <p>このほか、協議会に会長及び副会長や、会議の公開などについて定めている。</p> <p>本規則は、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>参考資料として、「京都府立学校における学校運営協議会の設置に関する規則」と、学校運営協議会の運営に必要な事項を定める「向日市立学校における学校運営協議会運営要項」を添付した。</p> <p>一向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について一</p> <p>本案は、令和5年度から学校運営協議会を市立小中学校に設置するにあたり、「向日市立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の内容は、新旧対照表のとおり、第5章に学校運営協議会について規定を設けるものである。</p> <p>本規則も、令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>学校運営協議会の会議は公開されるということだが、会議内容の議事録等についても、学校ごと、協議会ごとに公開されるのか。</p> <p>各学校に設置された学校運営協議会での会議自体が、傍聴可能な公開対象となるため、学校ごと、協議会ごとでの公開ということになる。</p> <p>会議録については公開対象とはしていないが、その会議を行ったことについて情報提供を行うということが明記されており、会議の内容について</p>
委員	
事務局	

	<p>は公開対象となる。</p> <p>そのため、一言一句を残した記録を公開する予定はないが、概要版はホームページ等を活用しての公開を考えている。</p>
委員	<p>向日市の規則は、京都府の規則をベースに作られたものなのか。</p> <p>その場合、逆に府の規則と異なるところはあるか。</p>
事務局	<p>京都府立学校で先に施行されている規則・要項をベースにしており、ほぼ同内容である。</p>
教育長	<p>運営要項が定められているが、この規則にあわせて規程を制定することになる。</p> <p>管理運営に関する規則の一部改正についても、学校運営協議会について新たに規定を設けているが、これも基本的には府立学校のものベースに使われているのか。</p>
事務局	<p>設置規則にあわせて変更されているその他規則等についても、京都府と同様に管理運営規則のみの変更とし、内容も同様としている。</p>
教育長	<p>設置については、法律自体で規定されているので、その円滑な運営に努めるものとするという規定を追加するものである。</p> <p>この二つの規則改正をもって、学校運営協議会を4月1日からスタートさせるということである。</p>
教育長	<p>議案第6号「向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について」及び議案第7号「向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第6号及び議案第7号は承認された。</p> <p>次に、議案第8号「向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」及び議案第9号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を上程する。</p>
事務局	<p>―向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について―</p> <p>本案は、教育部に教育監を設置するにあたり、「向日市教育委員会事務局組織規則」、「向日市教育委員会職員の規則の設置に関する規則」及び「教</p>

	<p>育長に対する事務委任規則」の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の内容については新旧対照表のとおり、教育部に新たに副部長級の教育監を設置するため、教育監の職名及び職務等を新たに規定するもので、関連する3つの規則において、所要の改正を行うものである。</p> <p>本規則は令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p>―向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について―</p> <p>本案は、教育監の設置に伴い、「向日市教育委員会事務決裁規程」の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の内容については新旧対照表のとおり、第5条に教育監の決裁区分を規定するとともに、第7条に部長の専決事項として、教育監の出張及び復命、休暇、欠勤等の届に関する事項を追加するほか、部長の代理決裁として教育監を追加するなど、所要の改正を行うものである。</p> <p>本訓令は令和5年4月1日から施行するものである。</p> <p><b>【質疑等】</b></p> <p>委員 以前、協議会で説明があったが、再度、教育監としての職務の区分等について説明願う。</p> <p>事務局 教育監の職務は、向日市教育委員会事務局組織規則第4条の4のとおり「教育監は、上司の命を受け、重要な特定の事務を掌理する。」ということで、本来は副部長級であるが、ライン職ということではなく「特定の事務を掌理する」ということで、学校教育課が所管する業務のうち、例えば不登校児童生徒への対応、中学校部活動の地域移行、あるいは他の特命事項の検討等について、教育監が事務を行うということとしている。</p> <p>教育長 今、学校教育に関する対応を求められることが多々あり、不登校児童生徒への対応も増加している中で、総合的にいろいろ手を打っていかねばならないと考えている。</p> <p>部活動の地域移行は、国がその方針を出して、進めるようにということになっており、これも非常に難しい課題である。</p> <p>学校運営協議会制度も、円滑に全校に展開していく必要があり、また、なかなか表には出ないが、危機管理面もある。</p> <p>いじめ事案等、早期に対応しないと非常に大きな事案になってしまうこともあるため、そういった危機管理の面で、教育監という副部長級のポスト</p>
--	--

	<p>トで、特命事項について掌理する、積極的にリードしていくという職を単独で置きたいということである。</p> <p>副部長の場合は部長を補佐し、教育部の全ての事務に関わってくることが原則になるが、教育監の場合は、重要な特定の事務に限定するという位置づけになる。</p>
委員	<p>特定の事務に限定する教育監の設置によって、よりスピーディーに動けるようになることが期待できるということか。</p>
教育長	<p>新たにポストを増やし、体制としては充実していくということになる。</p>
教育長	<p>議案第8号「向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について」及び議案第9号「向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
教育長	<p>議案第8号及び議案第9号は承認された。</p> <p>次に、議案第10号「向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」を上程する。</p>
事務局	<p>―向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について―</p> <p>本案は、「向日市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定に伴い、向日市教育委員会の所管に係る「向日市個人情報保護条例施行規則」を廃止するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会に議決を求めるものである。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>個人情報保護に関する法律の改正によって、向日市教育委員会の所管に係る部分を廃止するという点について、もう少し詳しく説明願う。</p>
事務局	<p>今年度3月の市議会において「向日市個人情報保護に関する法律施行条例」を制定し、「向日市個人情報保護条例」を廃止することになった。</p> <p>従前の条例では、規則を各実施機関が定める形になっていたが、今回の新たな条例では、市全体について1つの規則で定められてそれに従う形になり、教育委員会を含む各実施機関では個別に規則を定める必要がなくなるため、この規則を廃止するというものである。</p>

教育長	内容の変化はあるか。
事務局	法律に基づいての条例を市で制定し、特にその規則について各実施機関で個別に制定していたところが、一本化されるということのため、内容は大きく変わってはいない。
教育長	実施機関としては制定の必要がなくなり、市全体での実施になるということである。
教育長	議案第10号「向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について」の採決を行う。  (全員挙手)
教育長	議案第10号は承認された。 次に、委員会諸報告として、「向日市議会令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」報告願う。
事務局	向日市議会令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について—  (資料に沿って概要を説明)  【質疑等】
委員	物集女城について2回議題に上がる中で、最初の方の、観光施策についての質問内容はどのようなものであったか。 また、市長の答弁の中で、物集女城の再建に関して、居城の再建についても取り組んでまいりたいとあるが、具体的にどのような形の再建を考えているか、あるいはもう既に進められているのか、伺いたい。
事務局	天野議員からの質問の要旨については、まず、物集女町の北側にあまり観光振興するようなものがないということがあった。 そして2年後に物集女宗入の450回忌を控えて、市民の方の動きが少し活発になっているところがあり、今年度から各種事業等も計画されているところもあり、それを公募して、市として何か応援できるようなことがないのか、観光振興につながることはないのか、向日市として、文化資料館と一緒に展示してはどうか、ということが質問の趣旨であった。

	<p>物集女城跡については、現在、向日市としては史跡指定を目指している。</p> <p>物集女城のような中世の方形単郭式の小さな城は多くあるため、文化庁は史跡指定には難色を示しており、文化審議会が通りにくいというような内容である。</p> <p>市としては、物集女城は桂川の西側の西岡被官衆の国衆の城跡として、勝龍寺城もそうだが、今残っている物集女車塚古墳などとあわせて史跡指定してほしいと考えている。</p> <p>これまでも文化庁への調整等を行っている中で、考古学的、歴史的、地理的環境も全て含めた総務調査報告書を作って文化庁に提出し、史跡指定していただこうと考えているところである。</p> <p>中の建物の再建をしてはとの趣旨もあったが、この史跡整備と再建等を分けさせていただいた。</p> <p>発掘調査の内容を見ると、親方様の母屋のようなものなどがなかなか分かりにくい状況のため、建物がそんなに建たない状況だが、今後も史跡指定に向けて発掘調査を進めることによって、整理計画などに合わせて再建もしていきたいと、2段階に分けて説明をさせていただいたところである。</p>
事務局	<p>文化資料館においては、令和6年度に物集女宗入450回忌の節目に当たるということで、過去にも展示を1回行っているが、物集女氏と物集女城に関する展示や、専門家による講演会などを企画してまいりたいということで答弁している。</p>
委員	<p>何らかの方法で再建するというのを簡単に考えてはいけないと思うが、今伺ったとおりの方針であれば、その形でよいと思う。</p> <p>軽々に何かを再建するというようなことでなければと思い、確認させていただいた。</p> <p>自身もよく城跡などを巡るが、わけの分からないものが建っていることがある。</p> <p>観光資源としてはそうした建造物などがないと人が集まらないということも分かるが、史跡としてそこに実在したかはっきり分からないものや、本当にはなかったものなどを平気で建てたりすることがよくあるので、向日市においては、そこは慎重にさせていただきたい。</p>
委員	<p>大原野中学校の性教育について、現代は子どももインターネットで何でも知ってしまう時代ともいえるため、多くのことを知りたくて仕方ない子どもが関心を持つ内容を、授業できちんと伝えるということは、とても大切なことだと思う。</p> <p>中学生だけでなく、高校生・大学生にもなっても、大人になっても、意</p>

事務局	<p>外と知らないことはあるため、こうして先生たちがきちんと伝えるということは大切である。</p> <p>授業の中で、DVD等の映像において気分が悪くなったら無理をせずに教員に伝えるようになど注意されているようだが、このDVDは、どのような映像なのか。</p> <p>助産師の出前授業のDVDは、出産の場面の映像である。</p> <p>児童生徒にとっては、発達の段階でそれぞれ大きな差があり、その映像を見て、しんどくなる生徒もいるということだった。</p> <p>現場では、もししんどくなったら無理をしなくても大丈夫だよと生徒に知らせている。</p>
委員	<p>幼稚園の健診経費について、幼稚園で行われる健康診断については、幼稚園が負担するものとの答弁であったが、保護者には、健診の分の費用負担はあるものなのか。</p> <p>健診経費を補助することによって、保護者の負担自体が減ることはあるのか。</p>
事務局	<p>健康診断は幼稚園で実施をされており、保護者がこの健診経費について支出されていることはないと把握している。</p> <p>なお、この健康診断は、法律で各幼稚園が義務づけられているものである。</p> <p>私立幼稚園への補助は、私学振興助成法によって都道府県が基本的には措置する形になっているため、京都府での支援状況を、現在調査中である。</p> <p>今回の請願は、この補助金を向日市で補助してほしいという内容であったが、健診は当然義務的制度に当たるため、これを補助すると、京都府で何らかの支援をされている場合は、本市と二重で支援する形になってしまう。</p> <p>二重支援を避けるため、現在京都府でどういう措置をされているかを調査し、あるいは担当部署の実際の状況を踏まえながら、二重にはならないと判断できれば、支援について検討していきたいと考えている。</p>
委員	<p>この請願自体は、幼稚園の組合などから出されたものなのか。</p> <p>請願者は誰か。</p>
事務局	<p>保護者の方などで名前を連ねているようだが、現状は2市1町の議会で同じような請願が出されている。</p> <p>向日市でも令和3年12月と、令和4年12月、2年間続けて、全く同内容で出されている。</p>

	<p>令和3年の請願も採択されていたため、当然その請願の処理経過を議会には提出しているが、同様にこれについては現在調査研究しているとお答えしている。</p> <p>幼稚園のICT化に係る補助金についても請願があるが、これは既に京都府で一定の措置がなされており、市の補助金でも設備費補助金という制度があり、例えばパソコンなどICTに関わる機材等を整備したとすると、この補助金も使える。</p> <p>令和3年のときにもう補助金はあるとお答えはしているが、令和4年12月にもう1回、同じ請願が採択されている。</p> <p>議員の方も本来しっかりと審議をされていると思うが、同じ内容で出てきたため、健康診断についてはさらに検討はしているが、ICT化と2歳児の支援については一定の支援を既にされているため、現時点で市の補助は非常に難しいと、請願の処理経過でお答えをしており、先の一般質問でも、今回の一般質問でも同じような答弁をしている。</p>
教育長	<p>健康診断の補助金を出すことによって、幼児教育の充実、振興をするというのがこの請願の趣旨だが、その補助金が幼児教育の充実に、どう結びつくのかというところが問題である。</p> <p>今、義務的経費で支出しているところに、この公的な補助をするとなると、玉突きで使途自由な補助金を交付するのに等しくなってしまう。</p> <p>なかなか難しいと我々は思っている。</p>
委員	<p>総務文教常任委員会で議論された、留守家庭児童会の安全計画というものについて、もう少し詳しく伺いたい。</p>
事務局	<p>静岡県牧之原市で、通園バスに園児が置き去りになる事件があった。</p> <p>この事件を受けて、留守家庭児童会や幼稚園などには安全計画の策定、民間事業者には自動車を運行する場所や送迎バスの場合も児童の詳細を確認するなどを義務化する内容で、厚生労働省令が改正された。</p> <p>この改正を踏まえて本市の基準条例の改正案を3月議会に上程し可決されたものである。</p> <p>なお、この安全計画は、送迎に関する部分もあるが、感染症対策や危機管理等も含めて安全計画の策定をしなければならないということが、義務づけられている。</p> <p>それともう1つ、自動車を運行する場合、児童の所在を確認しなければならない。</p> <p>向日市の留守家庭児童会は送迎バスがないため民間事業者が対象になるが、送迎バスの中ではしっかりと児童を置き去りにしていないか確認をしなければならないという規定を、今回条例の中に位置づける必要がある</p>

	<p>り、条例を改正したところである。</p>
<p>教育長</p>	<p>基本的には避難訓練も含めた防災などについて、安全に努めていくということになり、マニュアル等を作っているところである。</p>
<p>事務局</p>	<p>向日市でも従来から、感染症対策などの危機管理の関係も含めた、災害関係のマニュアル等は作成しているが、こうした安全計画など、国の方針に基づきさらにつけ加えたり充足させて策定していくという対応を、今後行っていくことになる。</p>
<p>教育長</p>	<p>全体を体系的にされたということである。</p>
<p>委員</p>	<p>生理用品の取扱いについて、分かると思うが、具体的な名称ではなく「あれ」という言い方をしたり、女性の側からはっきりと生理用品の名前を言いにくいという状況は、家族間でも発生する。</p> <p>家族間でもそうなのだから、確かに生徒は保健室で生理用品をくださいというのは言いにくいだろうと感じた。</p> <p>今回名前の出た「ミモザカード」とは、どのようなものなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「ミモザカード」は、向日市の女性活躍センター等で実施されている取り組みで、何も言わなくても、そのカードを窓口で見せるだけで生理用品を1パック支給されるというものである。</p> <p>カードは小さな名刺程度の大きさのもので、ミモザの黄色い小さな花が描かれ、生理用品をお渡しする旨が書かれている。</p> <p>生理の貧困問題が新型コロナウイルス感染症との兼ね合いでクローズアップされたことにより、向日市がこの取り組みを始めているところであった。</p> <p>今回、そのカードを学校でも活用したらどうかという提案があったところである。</p>
<p>委員</p>	<p>学校においても、これはよい取り組みであると思う。</p>
<p>委員</p>	<p>同じ意見だが、以前、今回の取り組み以外のところで、トイレに生理用品を常設はしないとされたことの理由については、不特定多数が手にすることや不衛生さ以外にも、何か理由があったか。</p> <p>保健室にいる養護教諭が生徒のおおよその状況を把握する等といった理由もあったかと記憶しているが、その点を伺いたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>不衛生さなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点での理由が</p>

	<p>あったが、やはりそれだけでなく、子どもたちが養護教諭とやり取りをする機会を持つことで、困りごとを聞き、その状況を把握するということも1つ大きな理由としてある。</p> <p>家庭の貧困の問題や、経済的な状況を開示しにくい中、生理用品をきっかけにやり取りをすることで、学校としても状況を把握していくことで、福祉部局や関係機関とスムーズにつなぐことができるという点も考慮し、トイレに常設はせずに保健室に取りに来たり、養護教諭がいなければ職員室で対応したりするということを続けている。</p>
委員	<p>以前、性教育に関してなど、貧困の問題以外の論点・文脈でもこの問題は語られていたと思うが、どのような理由であったか。</p> <p>自身としては、少なくともその貧困の問題に関する部分では、教員等を通さなくてもトイレへの設置など、直接に必要な方が自由に持っていくという形を取ったほうが良いと思っているが、また違う文脈があったと記憶している。</p> <p>今回、議員が質問される際に、貧困の問題とは違う形で何かをおっしゃっていることなどがあったか伺いたい。</p>
事務局	<p>生理用品の設置について初めて市議会で質問が出た際は、生理の貧困という問題からスタートしていた。</p> <p>市議会では過去3回ほど質問をされているが、次第に質問の趣旨が変わり、直近では子どもたちが安心をして学校生活を送れるようにという趣旨で、トイレに常設してはどうかという質問をいただいたところである。</p>
教育長	<p>資料1 1ページの、最初に「ミモザカード」のようなものを採用していないのかという旨の質問をされた議員と、以前は生理用品をトイレに置くのは不衛生というような答弁もあったかと思うが、全国で715の自治体が生理用品をトイレに置いていることを踏まえると本市でも必要だ、と述べている議員は、別の方である。</p> <p>全く観点が違い、後者はトイレトーパーと同じように生理用品をトイレに置くべしという考えの方、前者はそうではないということで、質問が両方あった。</p> <p>なお、本議会では、トイレトーパーと同じように生理用品を置くべしという請願が提出され、不採択になったところである。</p>
委員	<p>市長は、置いたらいいと思うが教育委員会の考え方もあるので、このことで、そこまでこの場で深い考え方を示したのかと気になった。</p> <p>今後はまた市長を交えて検討できたらと思うが、請願は不採択になっているということであれば、また話は別なのかもしれない。</p>

<p>教育長</p>	<p>学校の場合、教育機関という位置づけをベースに考えるため、世の中全体が、公の施設がトイレットペーパーと同じように生理用品を置いているという状況になれば別だが、私の考え方としては、教育的な意味合いを考えている。</p> <p>自立して社会参加する力を身につけるために教育機関はあるので、そういう困ったことがあるから、困り感をなくす、という対応だけでよいのか。</p> <p>困ったときに対応する力を、自分がどう身につけるのかということもあるため、そんなに簡単に、物を置いて困難を解消するということが本当によいのか、と考える。</p> <p>府立高校で、一度試行的に実施されたが、そうすると、相談に来る生徒がパタッと減ったため、逆に困っている子どもを把握する機会を失っているのではないかということ、府議会で答弁された。</p> <p>議員の中には、今の時代には生理用品は置いて当然だろうという意見もあるが、やはり学校でどうすべきなのかということは、よくよく議論する必要があると思っている。</p>
<p>委員</p>	<p>子ども自身が、困ったことがあったときに、これに困っているということ、きちんと言えらるというのは、とても大事だと思う。</p> <p>例えば、学校に持ってきたお弁当にお箸が入っていないという場面でも、学校併設のコンビニが閉まっているとなった途端に困ってしまい、誰かに貸してもらおうなどの機転を利かせることが咄嗟には出来ず、職員室に行くのも恥ずかしいと言う子がいる。</p> <p>この事例では最終的には先生にお箸を借りたようだが、こうした例を見ても、確かに困ったときに何で困っているか、どうすればいいかと思えるというのは大切なことかと思う。</p>
<p>教育長</p>	<p>今回の資料には入っていないが、生理用品の取り扱いについては生徒にもアンケートを取っているため、それも分析しながら、また議論する必要がある。</p>
<p>委員</p>	<p>遠足の際にプラネタリウムを見に行くのに、向日市の天文館になぜ行かないのかという質問があったが、そもそも小学校の遠足の場合、趣旨が何かあって、その趣旨に見合った場所に行くのかと思う。</p> <p>青少年科学センターに行く場合、科学的な知識や体験を得るなどの趣旨があるかと思うが、恐らく天文館の場合、1館だけでは足りず、プラネタリウムを見るだけで終わってしまう。</p> <p>天文館にプラネタリウムの投影がない日に行ったところ、他に展示等は無かったため、遠足で天文やプラネタリウムだけを趣旨とするのでは難し</p>

事務局	<p>く感じた。</p> <p>例えば近隣の向日神社など、何か別の趣旨を組み合わせるような形で、遠足の行先を決定、選定することはできるのか。</p> <p>あるいは、一つの趣旨に合わせて行先を決められるのか。</p> <p>その違いでだいぶ変わるように思うが、どのように決めておられるか。</p> <p>校外学習について、小学校だと春の遠足と秋の社会見学を実施しており、これらの行事も、やはり教育的な意義をしっかりと持って、児童は外に出かけている。</p> <p>プラネタリウムでいうと、理科の学習にあたるが、その理科の学習内容に準じたようなプラネタリウムの番組の投影などについて、今後も十分に協議をして進めていきたいと考えている。</p> <p>ふるさとのことを知るといふ学習と同じ日に合わせたり、そういう趣旨で校外学習をできればと考えている。</p> <p>答弁にあった青少年科学センターについては、理科の学習や体験を実際にできる施設として、社会見学として秋に出かけたり、エコロジーセンターも併設しているため、環境教育と抱き合わせのような形で、高学年の児童が出かけたりしているところである。</p>
委員	<p>青少年科学センターはどこにあり、移動手段はどうしておられたか。</p>
事務局	<p>伏見区深草にあり、名神高速道路と京阪本線藤森駅に近い。</p> <p>向日市からは、阪急電鉄と京都市営地下鉄を使い、竹田駅から徒歩で行っていた。</p>
教育長	<p>次に、「史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳竹林小屋設置事業について」報告願う。</p>
事務局	<p>一史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳竹林小屋設置事業について一</p> <p>平成30年にこの本市近辺を襲った台風によって、寺戸大塚古墳の近くにあった竹小屋が倒壊した。</p> <p>この地域は史跡だけではなく京都府の景観資産、そして文化的景観も合わせて登録・選定されており、竹の径を通られる方が最近非常に多くなってきたところであり、昔あったその竹林小屋を惜しまれる声が非常に多かった。</p> <p>その声が市民を介して学校法人京都建築学園京都建築専門学校に届き、当該法人から、授業の一環として竹小屋を建てて寄附したいとの申出があり、建築を始めたところである。</p> <p>本年1月に建築確認が通り、建て始めたばかりであったため、議員の目</p>

	<p>に留まり質問されたという経緯がある。</p> <p>建築費用は約300万円で、月曜日と木曜日に生徒の授業の一環として建築をしていただいている。</p> <p>晴れた日は建築風景も合わせて見学できるよう、説明文なども作り、竹の径散策路に掲示している。</p> <p>現在の進捗状況は、資料写真のとおり、本年3月13日で建て始めて棟が上がったところである。</p> <p>現在、まだこの状況のまま卒業式があったため、これから新1年生によって、引き続き建築が進んでいくという状況である。</p> <p>夏頃に小屋が建つため、写真の映えスポットにしたり、竹林ボランティアの方の作業小屋として利用し、また各種イベントに活用できたらと考えている。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>建築してもらえるとのことだが、建築費用の300万円というのは、市が負担する分になるのか。</p>
事務局	<p>全て寄附である。</p> <p>授業の一環として、材料費も全て建築学校で負担していただく。</p> <p>令和4年度の生徒が全ての部材を削り、全て組み立てても構わない状況になっており、材料を運んできて、この後に新1年生がそれを組み立てるが、全て学校の費用でやっていただいている。</p>
委員	<p>この小屋には電気等の設備は何もつかないのか。</p>
事務局	<p>市街化調整区域で、電気・水道がないため、そのような設備はない。</p> <p>消防等の消火器を置くという形で、乙訓土木事務所の建築確認が通っている。</p>
委員	<p>この建築学校の生徒や先生に、お礼をしていたり、今後何かお礼のようなことを考えたりはするか。</p>
事務局	<p>建築が終わり、小屋が出来上がった際には皆様を呼び、何かイベントを実施したい。</p> <p>資料にも献茶式と記載があるが、古墳への献茶式で、記念品贈呈や、感謝状贈呈などを考えている。</p> <p>建築学校では、茶室や町屋などの伝統建築も取り扱い、抹茶や煎茶などお茶の学習も学校の授業として行われている。</p>

	<p>その授業の一環として、献茶式のようなものを、生徒も巻き込んだ形で何かができればと考えているところである。</p> <p>お礼と言うと違うかもしれないが、水やシートなど物的なものの協力をしたり、生徒の建築風景や作業風景も、教育委員会の職員が、生徒のスマートフォンで撮影を行ったものが、随時学校の生徒のSNSなどで投稿されている。</p> <p>教育委員会のほうからも協力させていただいており、一緒に何かをつくり上げていこうという考え方をしているところである。</p>
委員	<p>もう少し宣伝というか、この方たちに建築してもらっているということや、またその建築状況を、向日市の広報誌に載せたり、インターネット等で見られるようにするなどの発信があるといいかと思う。</p>
事務局	<p>学校側と同じような形で情報発信をしていくよう、心がけていきたい。</p>
教育長	<p>次に、「令和4年度史跡長岡宮跡史跡等買上事業（先行取得）について」報告願う。</p>
事務局	<p>—令和4年度史跡長岡宮跡史跡等買上事業（先行取得）について—  本年3月16日に契約を締結し、4億1,119万3,750円をもって、1,637㎡を取得した。</p> <p>資料2ページ目のおり、大極殿の復元を、青色の柱で表示している。今年度買い上げたのは、赤い表示部分である。</p> <p>合計3地番を取得することができた。</p> <p>青い部分はもう既に関上げたところ、緑色の部分が、個人所有でまだ買っていないところである。</p> <p>これが大極殿地区であり、ほかにも朝堂院内裏地区があるため、史跡長岡宮跡指定面積は約15,000㎡で、これまでの取得が前年度まで85%であったが、これにより92%まで公有化することができたところである。</p> <p>ただ、今後も周辺の広い地域の史跡指定を目指していき、史跡指定ができれば、またその都度買上げていく。</p> <p>どこまで買上げるのかというと、この地域は全て取得したいといというのが本事務所の考え方である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	<p>今回、結構広い場所で比較的重要な場所が取得できてよかったと思う。地図上の凸凹とした白い部分も今後史跡指定を目指しているとのこと</p>

事務局	<p>だが、まだ指定に至っていない事情は、どういったものか。</p> <p>今回買上した赤い部分、26番地の27は、1軒で約1,000㎡という広い土地である。</p> <p>所有者の方とお話をしたときに、「所有者自身が今後ご高齢になり、今後死んだらこの土地は相続によってどうなるのだろうかと考えたとき、恐らく戸建ての小さな家が建つだろう。」との考えにいたったとのことである。</p> <p>先祖代々旧家の方だったため、先祖代々の土地がそうになっていくのは忍び難い、それだったら市に売って公園として長く残してほしいというお考えの下で、今回お売りいただいたところである。</p> <p>逆に白い部分は、もうそんなものには興味がないという方と、よく分かっているけれども、今は子どももいるし、売却まではというような考えの方など、いろいろな方がおられる。</p> <p>この近辺の土地は昭和2年頃から開発され、昭和30年代に一気に広がっていき、1軒が100坪、300㎡程度の家がほとんどである。</p> <p>それが購入されて代替わりした方としていないところと、いろいろな諸事情がある。</p> <p>全ての家に伺っているが、今もまだ、いやそれは駄目というような感じで、個々人がまちまちの意見であり、どれか1つが正解だということではなく、売却を考えるとときにはまた相談するわという考え方でおられるところである。</p>
教育長	<p>それぞれのお考えがあるということである。</p> <p>それぞれ伺いながらだが、今回非常に大きい面積が取得できたため、また空気が変わってくることを期待する。</p>
事務局	<p>今後、今年度の文化庁の補正予算で、実施設計をつけていただく予定をしており、発掘調査をして整備に進めたらと考えている。</p> <p>そして一方では、もう予算化できたが、AR長岡宮の拡大をして、地図上の赤い地域でAR長岡宮が稼働するように、事業を考えている。</p> <p>発掘調査をしたら、発掘調査で検出した遺構、回廊の柱跡などを、そのままタブレットで見たら建物が浮かび上がるような現地説明会というのでも計画しているところである。</p>
教育長	<p>次に、「向日市中学校給食費徴収規則の改正について」報告願う。</p>
事務局	<p>―向日市中学校給食費徴収規則の改正について―</p> <p>小学校の学校給食費の会計は、これまで各小学校が管理する私会計により行ってきた。</p>

	<p>令和5年度からは中学校給食費と同様、市の予算に組み込んで市が管理する公会計方式に移行する。</p> <p>これにより、この規則を小中学校両方の給食費について規定するよう改正を行うものである。</p> <p>改正の主な内容については、向日市立の小学校給食費の公会計化に伴って、規則名を、「向日市学校給食費徴収規則」へ改める。</p> <p>また、「生徒」という表記を「児童生徒」と、「中学校」を「学校」というように文言を改めるものである。</p> <p>最後、別表に、1週間当たりの給食費の額について、小学校分260円を追加している。</p> <p>また、アレルギー給食による返金対象に、中学校では影響のなかったパンを追加するものである。</p> <p>なお、施行期日は令和5年4月1日である。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
教育長	<p>これは市長の規則であり、教育委員会の規則ではない。</p> <p>今まで中学校だけが公会計であり、中学校は学校給食センターで一括調理して配送をしているが、小学校は単一調理、各校でそれぞれ全員の分の給食費を集めて、そこで購入して給食を行っている。</p> <p>今後、小学校も6校分全て、市の会計に入れて、市の予算として執行することになり、学校のほうの徴収の負担は減るということである。</p> <p>次に、「中学校給食に関するアンケートについて」報告願う。</p>
事務局	<p>—中学校給食に関するアンケートについて—</p> <p>本アンケートは、中学校給食について、生徒と教職員の給食に対する考えを把握し、今後の食育や調理の参考として、よりよい給食を実施することを目的に実施している。</p> <p>調査対象は中学校1年生から3年生全ての生徒及び教職員となっており、令和4年12月に実施した。</p> <p>また、質問については前回と比較ができるよう、同じ内容で実施をしている。</p> <p>まず、生徒用の調査結果である。</p> <p>調査結果は資料のとおり、設問の3番「給食は好きですか」、4番「給食はおいしいですか」、6番「給食の味付けはどうですか」については、いずれも前回よりいい結果となっている。</p> <p>設問12番「給食で地場産野菜を使っているのを知っていますか」については、前回より知っている割合は増えているが、向日市産の野菜を使用していることを、引き続き周知を図っていきたいと考えている。</p>

	<p>地場産野菜ではなく、「向日市で取れた野菜」としたほうが分かりやすいのかとも感じ取っているところである。</p> <p>教職員用の調査結果である。</p> <p>設問4「給食の課題について」では、「食べ残し」が最も多くなっている。</p> <p>食べ残しをなくすことについては、設問5でどうすればいいかを聞いているが、食育指導と食育の充実が多くなっており、教職員の意識も高まっているものと考えている。</p> <p>以上の調査結果については、各中学校とも共有し、各中学校の実情に合わせた食育指導ができるよう努めていきたいと考えている。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
委員	アンケートは毎年実施されているのか。
事務局	前は令和3年7月に実施している。
委員	<p>前回時点で既にコロナ禍のようだが、今回の結果がこのコロナ禍との関係があるのかないのか。</p> <p>現在、終わりつつあるという状況でのこの結果が、全体に比較的よい傾向になってきているので、関係があるかどうかわかるか。</p>
事務局	<p>現在もまだ黙食を実施している期間ではある中で、この給食に対する調査結果をみると、おいしい、楽しいという回答が大変多く来ており、驚いているところである。</p>
委員	<p>今後の要望として、前回との比較ができるような表などもあればより分かりやすいかと思うので、来年もお願いしたい。</p>
事務局	ご指摘のとおり、導入させていただく。
委員	<p>給食の時間は、支度を含めて何分あるのか。</p> <p>休憩時間の確保という記載があるので、休憩時間含めての給食時間かと思うが、把握されているか。</p>
事務局	<p>4時間目の授業が12時40分に終了して、5時間目は13時20分にスタートするため、休憩時間もすべて含めると40分間である。</p> <p>その間に準備をして、教室を出て、配膳室まで取りに行き、戻ってきてそれから配膳して食べて、また配膳室に戻す。</p> <p>食べる時間が約15分から20分程度になっている。</p>

<p>教育長</p>	<p>どうしても、お弁当ならパッと出して食べてそれで終わるが、給食は食器等の搬送と配膳があり、食べる時間が当然短くなる。</p> <p>中学校給食を導入するときに、時間がどうしても厳しくなるのは、全国的に同じである。</p> <p>この間、新聞に取り上げられたこともあったが、現在のところ、休憩時間をたっぷりとるということは、なかなか難しい。</p> <p>それでも、思春期に栄養バランスの取れた食事を1食、きちんと3年間提供する、これは非常に大事なことである。</p>
<p>委員</p>	<p>給食だよりは「いつも見ている」という生徒が過半数いたが、誰が作成されているのか。</p> <p>大人になると見たくなるものだが、子どもは見ないと思っていたので、どんな内容なのか気になった。</p> <p>面白いことが書かれて、それが教育に生かされるのであればよい。</p> <p>配付時に全員で目を通す時間を設定するなどとも書かれていたが、どなたが、どれぐらいの頻度で作られているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>給食センターにいる栄養士が、月1回作成している。</p>
<p>委員</p>	<p>給食だよりは人気のメニューのレシピも載せていて、それを見て自身も今でも料理を作ることがある。</p> <p>そうした点でも役に立つ、大人が見ても、良い内容であった。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」報告願う。</p>
<p>事務局</p>	<p>—新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について—</p> <p>資料のとおり、本日付で保護者宛ての文章を発出する。</p> <p>4月1日から児童生徒、教職員ともマスクの着用を求めないことが基本となる。</p> <p>ただし、着用を推奨する場面もあり、あるいはマスクは着用しないけれども換気をしたり、少人数で行ったり、大声での会話を控えたり、身体的距離を確保したりという場合には、活動内容によって対策は少し変わるが、基本はマスクは着用しないということである。</p> <p>3番以降について、マスクの着用について、強制することはない。</p> <p>4番、食事の場面で、もう黙食は必要ない。</p> <p>5番、咳エチケットは指導する。</p>

	<p>6番、同居の家族に体調不良があった場合、これまでは登校を控えていただいていたが、今後、同居の家族が体調不良でも、登校は可能とする。</p> <p>最後に、ご家族の方に健康観察カードを記入していただくことについては、継続してお願いするという流れである。</p> <p><b>【質疑等】</b></p>
教育長	<p>本年4月1日以降、5月8日に新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類に移行されるまでの間の対応ということになる。</p>
委員	<p>「感染のリスクが比較的高い学習活動」に関することは、例えば文部科学省の事例など、何か元になるものを参考にして出されているのか、それとも独自に考えられているのか。</p>
事務局	<p>この3年間の衛生管理マニュアルという文部科学省が出しているものが原則ベースになっており、そこに書かれていない活動をどうするかということについてはオリジナルでの対応になる。</p> <p>今記載されている活動内容については、全て文部科学省が記載しているものである。</p>
教育長	<p>閉会宣言</p>

# 令和5年第5回教育委員会

令和5年3月24日（金）

午前9時30分から

向日市市民会館 第1会議室

## 1 開 会

## 2 会議録の承認について

## 3 議 案

議案第6号 向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

議案第7号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第8号 向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

議案第9号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第10号 向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について

### 委員会諸報告

- ・向日市議会令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について
- ・史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳竹林小屋設置事業について
- ・令和4年度史跡長岡宮跡史跡等買上事業（先行取得）について
- ・向日市中学校給食費徴収規則の改正について
- ・中学校給食に関するアンケートについて
- ・新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

議案第4号 人事に関することについて

議案第5号 向日市社会教育委員の委嘱について

## 4 閉 会

向日市教育委員会議案第6号

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

〔教育部学校教育課〕

1 制定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会の設置等について、向日市立の小学校及び中学校における必要な事項を定めるため、「向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を制定するもの

2 制定の内容

学校運営協議会について必要な事項を定めるもの

- (1) 設置に関すること
- (2) 学校運営に関すること
- (3) 協議会委員に関すること
- (4) 会議に関すること

3 施行期日 令和5年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、向日市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 向日市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携の強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童生徒の健全育成を図るため、学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、協議会を設置することができる。

2 前項の場合において、教育委員会が学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、二以上の学校について一の協議会を設置することができる。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会

を設置する学校の校長に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校（協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学校の経営計画に関する事項
- (3) その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第4条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項（職員の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該対象学校の職員の任用に関する次に掲げる事項（特定の個人に関するものを除く。）について、教育委員会を経由し、京都府教育委員会に対して意見を述べることができる。

- (1) 協議会の設置の目的を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項
- (2) 当該対象学校の教育上の課題に関する事項

3 協議会は、教育委員会に対して前2項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営に関する事項について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

(組織)

第6条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 当該対象学校の所在する地域の住民
- (2) 当該対象学校に在籍する児童生徒の保護者
- (3) 法第47条の5第2項第3号に規定する活動を行う者
- (4) 当該対象学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定によるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について利害を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、特別な事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴するしようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(適正な運営の確保)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、適正な運営を確保するため、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。  
(委員の解嘱等)

第13条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき。

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。  
(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 京都府立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

平成31年3月15日

京都府教育委員会規則第2号

改正 令和2年3月24日京都府教育委員会規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、京都府立の中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 京都府教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営の参画の促進及び連携の強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童、生徒及び幼児（以下「生徒等」という。）の健全育成を図るため、学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、協議会を設置することができる。

2 前項の場合において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第71条の規定により中学校及び高等学校における教育を一貫して施す場合その他教育委員会が学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認めるときは、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

3 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ、当該協議会を設置しようとする学校の校長の意見を聴くものとする。

4 教育委員会は、協議会を設置するときは、その旨を当該協議会を設置する学校の校長に通知するものとする。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校（協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長は、次に掲げる事項について、毎年度、基本的な方針を作成し、当該協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 学校の経営計画に関する事項
- (3) その他当該対象学校の校長が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、当該対象学校の運営に関する事項（職員の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該対象学校の職員の任用に関する次に掲げる事項（特定の個人に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

(1) 協議会の設置の目的を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項

(2) 当該対象学校の教育上の課題に関する事項

3 協議会は、教育委員会に対して前2項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価及び情報提供)

第5条 協議会は、毎年度1回以上、当該対象学校の運営に関する事項について評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(組織)

第6条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 当該対象学校の所在する地域の住民

(2) 当該対象学校に在籍する生徒等の保護者

(3) 法第47条の5第2項第3号に規定する活動を行う者

(4) 当該対象学校の校長

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 教育委員会は、委員を委嘱し、又は任命しようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定によるほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議事に参加することができない。

(会議の公開)

第11条 協議会の会議は、特別な事情がない限り公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(適正な運営の確保)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、適正な運営を確保するため、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第13条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき。

- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
  - (3) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき。
- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 向日市立学校における学校運営協議会運営要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、向日市立の小学校及び中学校(以下「学校という。」)における学校運営協議会の設置等に関する規則(令和5年向日市教育委員会規則第 号。以下「規則」という。)第 条の規定により、学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 規則第2条第3項に規定する意見は、対象学校の校長が、学校運営協議会設置に関する意見書(様式第1号)(以下「意見書」という。)を作成し、向日市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出することをもって行う。

### (学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、規則第3条第1項に規定する承認が得られるよう、基本的な方針について協議会の委員に対し説明に努めるものとする。ただし、承認が得られない場合は、対象学校の校長は次の各号の対応をとるものとする。

- (1) 対象学校の校長は、基本的な方針に対する協議会の委員の意見を意見報告書(様式第2号)により教育委員会に報告する。
- (2) 対象学校の校長は、教育委員会と協議の上、必要のある場合は修正を加え、再度協議会の承認が得られるように努める。
- (3) 協議会の承認が得られるまでの間、対象学校の校長は教育委員会と協議の上、学校運営を行う。

### (教育委員会に対する意見)

第4条 協議会は、規則第4条第1項及び第2項に定める教育委員会に対して意見を述べるときは、対象学校の校長を経由して教育委員会に対する意見書(様式第3号)を提出することをもって行う。

2 規則第4条の規定により意見の申出を受けた校長は、教育委員会に副申することとする。

### (学校運営協議会による学校運営等に対する評価)

第5条 協議会は、規則第5条第1項に規定する学校運営に関する評価を行った場合は、その結果を学校運営に関する評価報告書(様式第4号)により作成し、保護者、地域住民に対し情報提供するものとする。

(委員の委嘱)

第6条 規則第6条第3項に規定する対象学校の校長の意見は、委員推薦者名簿(様式第5号)の提出により行うこととする。

なお、提出に当たっては、本人の承諾書(様式第6号)及び略歴(様式第7号)を添えて教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、規則第6条第2項の規定により委嘱する委員に対し、委嘱状(様式第8号)を交付する。

(報酬等)

第7条 委員の報酬の額は日額3,300円とする。

2 府費負担教職員に対して、報酬は支給しない

(委員の解嘱等)

第8条 規則第13条第1項に規定する委員からの辞任の申出は、辞任届(様式第9条)によるものとする。

2 対象学校の校長は、委員が規則第13条第1項第1号から第3号までに該当する場合において、当該委員を解任するよう解任願(様式第10号)を教育委員会に提出することができる。

3 第2項の場合にあっては、教育委員会は、解嘱状(様式第11号)をもって当該委員を解任することができる。

(報告)

第9条 協議会は、毎年度、学校運営協議会活動状況報告書(様式第12号)を作成し、当該年度の末日までに、教育委員会に提出するものとする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において協議会は運営に関し、必要な事項を定めることができる。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

第 号  
〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様

向日市立 学校  
校長

### 学校運営協議会設置に係る意見書

このことについて、向日市立学校における学校運営協議会運営要項第 2 条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

#### 記

- 1 設置に向けた状況について
- 2 設置目的
- 3 今後の運営について

(様式第2号)

第 号  
〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様

向日市立 学校  
校長

## 意見報告書

学校運営の基本方針について、承認が得られなかったため、向日市立学校における学校運営協議会運営要項第3条第1項第1号の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

意見の内容	
今後の対応	

(様式第3号)

〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様  
( 学校長 様)

向日市立 学校学校運営協議会  
会長

## 意見書

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条第1項及び第2項で規定する事項について、下記のとおり意見書を提出します。

意見の内容	
-------	--

(様式第 4 号)

年 月 日

学校長 様

向日市立 学校学校運営協議会  
会長

年度向日市立 学校学校運営に関する評価報告について（報告）

このことについて、向日市立学校における学校運営協議会運営要項第 5 条により、下記のとおり報告します。

記

1 学校評価の成果と課題設定について出された意見
2 成果と課題を踏まえた今後の改善策・向上策について出された意見
3 学校評価を踏まえた今後の対応への意見
4 その他

(様式第5号)

第 号  
〇〇 年4月1日

向日市教育委員会 様

向日市立 学校  
校長

年度向日市立 学校学校運営協議会委員の推薦について

このことについて、向日市立学校における学校運営協議会運営要項第6条の規定により、  
下記のとおり推薦します。

記

	ふりがな 名前	居住地又は勤務地 ..... 所属(役職)	区 分	推薦理由
1		.....		
2		.....		
3		.....		
4		.....		
5		.....		
6		.....		
7		.....		
8		.....		
9		.....		
10		.....		

(様式第6号)

# 承 諾 書

年度向日市立 学校学校運営協議会委員に就任することについて承諾します。

年4月1日

住所

氏名

印

向日市教育委員会 様

(様式第7号)

略 歴

\_\_\_\_\_年4月1日

ふりがな	
氏 名	
年 月 日 生 (満 歳)	
ふりがな	電 話
居住地又は勤務地	( )
住所 〒 -	-

※年齢の欄は4月1日現在で記入してください。

年	月	略歴 (主なものについて記入してください。)

※学校歴は記入不要です。

様

向日市立 学校学校運営協議会委員に委嘱します

任期は ○○年3月31日までとします

年 月 日

向日市教育委員会

(様式第9号)

〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様

向日市立 学校学校運営協議会  
委員 印

辞 任 願

このたび、一身上の都合により、 年 月 日をもって、向日市立〇〇〇学校学校協議会の委員を辞任いたしたく、お願いします。

(様式第 10 号)

第 号  
〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様

向日市立 学校  
校長

### 学校運営協議会委員の解任について

このことについて、解任事由に該当すると認められることから、向日市立学校における学校運営協議会運営要項第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 該当する委員
- 2 該当する理由

様

向日市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 13 条  
第 1 項第 号に該当するため、向日市立 学校学校運営協議会委員  
の委嘱を解きます

年 月 日

向日市教育委員会

(様式第 12 号)

〇〇 年 月 日

向日市教育委員会 様

年度 第 回 向日市立 学校学校運営協議会活動状況報告書

向日市立 学校学校運営協議会  
会長

日 時		
場 所		
出 席 者	委員 など	
	学校	
議 題		
協 議 要 旨	協議の結果	意見の概要
備 考	-----	



向日市教育委員会議案第7号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

# 教育委員会規則第 号 向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

〔教育部学校教育課〕

## 1 改正の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条第5項の規定を踏まえ、向日市立小中学校に学校運営協議会を設置するため、「向日市立学校の管理運営に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）」の一部を改正するもの

## 2 改正の内容

学校運営協議会の設置について、新たに規定する。

## 3 施行期日 令和5年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

向日市立学校の管理運営に関する規則（昭和58年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>第5章の2 共同学校事務室 （共同学校事務室）</p> <p>第15条の2 略 2から10 略</p> <p>第5章の3 <u>学校運営協議会</u> <u>（学校運営協議会）</u></p> <p><u>第15条の3 地方教育行政の組織及び運営に</u> <u>関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5</u> <u>第1項に規定する学校運営協議会を設置する</u> <u>学校の校長は、その円滑な運営に努めるものと</u> <u>する。</u></p>	<p>第5章の2 共同学校事務室 （共同学校事務室）</p> <p>第15条の2 略 2から10 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案第8号

向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について

向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

# 教育委員会規則第 号 向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

〔教育部教育総務課〕

## 1 改正の趣旨

教育監設置に伴い、関係する規則の一部を改正するもの

## 2 改正の内容

- (1) 教育部に教育監（副部長級）を新たに設置する。
- (2) 教育監設置に伴い、関係する次の規則を改正する。
  - ① 向日市教育委員会事務局組織規則
  - ② 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則
  - ③ 教育長に対する事務委任規則

## 3 施行期日 令和5年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(向日市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 向日市教育委員会事務局組織規則（昭和50年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

(下線部は改正部分)

改 正	現 行
<p>(職名及び職務)</p> <p>第4条 教育部に部長、副部長、<u>教育監</u>、参事、主席課長、課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長及び副係長を置く。ただし、副部長、<u>教育監</u>、参事、主席課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長又は副係長を置かないことがある。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4</u> 教育監は、部長を補佐し、重要な特定の事務を掌理する。</p> <p><u>5～15</u> 略</p>	<p>(職名及び職務)</p> <p>第4条 教育部に部長、副部長_____、参事、主席課長、課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長及び副係長を置く。ただし、副部長_____、参事、主席課長、担当課長、主幹、総括指導主事、指導主事、人事主事、副課長、主席係長、係長、担当係長又は副係長を置かないことがある。</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>4～14</u> 略</p>

(向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第2条 向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

(下線部は改正部分)

改 正	現 行
<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3) 教育監</u></p> <p><u>(4)～(28)</u> 略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第2条 法令に特別の定めのあるものを除くほか、職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p><u>(3)～(27)</u> 略</p>

(教育長に対する事務委任規則の一部改正)

第3条 教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

(下線部は改正部分)

改 正	現 行
<p>(専決)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事項について、</p>	<p>(専決)</p> <p>第4条 教育委員会は、次に掲げる事項について、</p>

<p>教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 第2条第1項第7号の教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のうち、部長、副部長、<u>教育監</u>及び課長等以外の者の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>教育長に専決させることができる。</p> <p>(1) 第2条第1項第7号の教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のうち、部長、副部長_____及び課長等以外の者の任免その他の人事に関すること。</p> <p>(2) 略</p>
--	--

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案第9号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

# 教育長訓令第 号 向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

〔教育部教育総務課〕

## 1 改正の趣旨

教育監設置に伴い、教育委員会事務決裁規程の一部を改正するもの

## 2 改正の内容

教育監設置に伴い、教育監の決裁区分を規定するほか、部長の専決事項として、教育監の出張及び復命、並びに欠勤その他の諸願等に関することを追加するなど、所要の改正を行うもの。

## 3 施行期日 令和5年4月1日

向日市教育長訓令第 号

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月 日

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

向日市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

向日市教育委員会事務決裁規程（昭和51年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

（下線部は改正部分）

改 正	現 行												
<p>（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （5） 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第10号</u>に規定する主幹をいう。 （決裁区分） 第5条 決裁区分は次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 教乙2 副部長<u>又は教育監</u>の専決により処理するもの （4）及び（5） 略 （部長専決事項） 第7条 略 2 前項の重要なもの以外の事項は、次のとおりとする。 （1） 副部長、<u>教育監</u>及び課長等の出張及び復命に関すること。 （2） 副部長、<u>教育監</u>及び課長等の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 （3） 略 （代決） 第20条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在のときは、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p>	<p>（定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （5） 課長等 前号に掲げる者のほか、向日市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和45年教育委員会規則第1号）<u>第2条第9号</u>に規定する主幹をいう。 （決裁区分） 第5条 決裁区分は次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 教乙2 副部長_____の専決により処理するもの （4）及び（5） 略 （部長専決事項） 第7条 略 2 前項の重要なもの以外の事項は、次のとおりとする。 （1） 副部長_____、課長等の出張及び復命に関すること。 （2） 副部長_____、課長等の休暇、欠勤その他の諸願届に関すること。 （3） 略 （代決） 第20条 次の表の左欄に掲げる決裁者が不在のときは、同表の右欄に掲げる者が代決することができる。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁者</th> <th style="text-align: center;">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>副部長、<u>教育監</u>又は主管の 主席課長。ただし、副部長、<u>教育監</u> 又は主席課長を置かない場合は、 主管の課長又は担当課長</td> </tr> </tbody> </table>	決裁者	代決者	教育長	部長	部長	副部長、 <u>教育監</u> 又は主管の 主席課長。ただし、副部長、 <u>教育監</u> 又は主席課長を置かない場合は、 主管の課長又は担当課長	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">決裁者</th> <th style="text-align: center;">代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">部長</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">部長</td> <td>副部長_____又は主管の 主席課長。ただし、副部長 _____又は主席課長を置 かない場合は、主管の課長又は 担当課長</td> </tr> </tbody> </table>	決裁者	代決者	教育長	部長	部長	副部長_____又は主管の 主席課長。ただし、副部長 _____又は主席課長を置 かない場合は、主管の課長又は 担当課長
決裁者	代決者												
教育長	部長												
部長	副部長、 <u>教育監</u> 又は主管の 主席課長。ただし、副部長、 <u>教育監</u> 又は主席課長を置かない場合は、 主管の課長又は担当課長												
決裁者	代決者												
教育長	部長												
部長	副部長_____又は主管の 主席課長。ただし、副部長 _____又は主席課長を置 かない場合は、主管の課長又は 担当課長												

副部長・教育監	主管の課長又は担当課長
課長・担当課長	主幹、副課長、主席係長又は係長若しくは担当係長

副部長	主管の課長又は担当課長
課長・担当課長	主幹、副課長、主席係長又は係長若しくは担当係長

附則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

向日市教育委員会議案第10号

向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を  
廃止する規則について

向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する  
規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教育委員会規則第4  
号）第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和5年3月24日提出

向日市教育委員会  
教育長 永野 憲男

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

〔教育部教育総務課〕

1 廃止の趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正に伴い、向日市個人情報保護条例（平成16年条例第1号）を廃止するため「向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則」を廃止するもの

2 廃止前の内容

向日市個人情報保護条例施行規則の例による。

3 施行期日 令和5年4月1日

教育委員会規則第 号

向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則  
を廃止する規則

向日市教育委員会の所管に係る向日市個人情報保護条例施行規則(平成17年教委規則第1号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

向日市議会令和5年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

令和5年3月24日  
教育総務課

令和5年3月3日から7日までに開催されました、向日市議会令和5年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(令和新政クラブ 上田 雅) 災害対策事業について 防災教育について</p>	<p>【部長答弁】</p> <p>我が国においては、平成7年1月に阪神・淡路大震災、平成23年3月に東日本大震災、平成30年6月に大阪北部地震など大規模な地震が次々と発生し、また、近年は台風や線状降水帯による集中豪雨が多発し、想定を超える甚大な被害を受ける地域も多くあり、防災教育は、ますます重要になっている。</p> <p>自然災害では、想定した被害を超える災害が起こる可能性が常にあり、児童生徒が、災害発生時に様々な危険を予測し、的確に判断して安全な行動をとることができる力を身につける必要がある。</p> <p>また、自分のみならず、幼児や高齢者、障がいのある人など、他の人の安全を考えて行動ができるようになることが重要である。</p> <p>本市小中学校の防災教育については、年間指導計画に基づき、教科学習をはじめ、総合的な学習の時間及び特別活動において実施している。</p> <p>小学校では、例えば、4年生の社会科「自然災害からくらしを守る」の単元において、副読本を活用し、本市においても大きな被害を受けた平成30年に発生した台風21号など過去の災害を取り上げ、地域の関係機関や人々が協力し、対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを学んでいる。</p> <p>さらに、防災安全課職員から、本市の防災の取組や校区の危険箇所、備蓄している物資などについて学び、実際に避難所で使用するテントの中に入ったり、防災倉庫を見学したりするなど、児童が体験することで防災に対する理解を深めている。</p> <p>出前授業を受けた児童からは、「市役所の方が向日市民の命を守るために色々な対策を考えてくれていることが分かった。」「自分たちの命を守るための行動も知ることができて良かった。」などの感想があったと報告を受けている。</p> <p>また、中学校では、社会科や家庭科において、本市作成のハザードマップを活用し、災害時に備えた安全対策や行動について学ぶとともに、災害に立ち向かう上で重要な自助・共助の考え方について学んでいる。</p> <p>さらに、校外学習において阪神淡路大震災記念人と防災未来セン</p>

ターに行き、震災を体験した方の話や体験型展示等での活動を通して、自然災害への備えや命を守る行動について考えるとともに、人のもつ優しさや力強さなど、多くのことを学んだとの報告を受けている。

また、各小中学校においては、計画的に避難訓練を実施しており、休み時間や清掃中など児童生徒が自分で判断し、行動するような場面設定の工夫や近くのこども園、福祉施設との合同実施、風水害を想定し、児童を保護者に引き渡す訓練など実践的な教育に取り組んでいるところである。

(要望)

小中学校の防災に関してはどんどん推進していただきたい。

(令和自民クラブ  
天野 俊宏)

観光施策について  
新たな観光資源について

【教育長答弁】

物集女宗入は、議員ご紹介のとおり、山城国西岡（やましろのくににしのおか）で最も有力な国衆（くにしゅう）であり、物集女氏が居城としていた物集女城は、京都近郊の土豪が構えた平地城館（へいちじょうかん）の典型例として知られている。

近年の研究により、かつて物集女にあった寺院で安置されていた物集女宗入の木像が京都市内の寺院に伝わっていることが判明し、さらに、地元・物集女の寺院に物集女宗入の位牌が祀られていることが確認され、地域の人びとによって毎年法要が営まれるようになるなど、新たな発見が相次いでいるところである。

文化資料館においては、令和元年度に企画展「戦国時代の物集女と乙訓・西岡」を開催し、物集女氏の動向を中心に、戦国時代の古文書や考古資料、後世の関連資料などを展示・紹介した。

また、令和2年度テーマ展示「地元で祀られた物集女氏」でも、物集女宗入の木像や位牌などについて改めて紹介するとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により見送っていた令和元年度企画展記念講演会を令和2年度に開催し、さらに、京都乙訓ふるさと歴史研究会が制作された、西岡衆や細川幽斎（ゆうさい）をテーマとした「ふるさと歴史紙芝居」を上演していただいたところである。

令和4年度は、市制施行50周年記念事業として、物集女城跡の国史跡指定に向けた基礎資料ともなるよう物集女氏と物集女城跡の歴史的、考古学的な調査成果をまとめた「物集女城跡総合調査報告書」の作成に取り組んでいるところである。

また、令和6年度には、議員ご案内のとおり、物集女宗入の450回忌の節目を迎えることから、これまでの調査成果を踏まえ、文化資料館において物集女氏と物集女城に関する展示や、専門家による講演会などを企画してまいりたい。

これに先立つ令和5年度には、文化資料館が中心となって、小・中

学生が戦国時代の西岡、とりわけ物集女氏や物集女城について学ぶ新たな取り組みを始めたいと考えている。

次に、物集女城跡の整備についてであるが、現在、文化庁京都移転後初の国指定史跡となることを目指し、関係各方面と調整を進めているところである。

史跡指定により、物集女城跡の知名度が飛躍的に向上し、貴重な歴史資源としての価値を高め、より広く発信することが可能になるものと考えているところである。

物集女城跡は、全国的に見ても、良好な形で残っている、希少な中世の平地城跡であるので、今後しっかりと保存し、本市の新たな観光資源としての活用も考慮に入れ、整備に取り組んでまいりたい。

(要望)

物集女宗入については経歴等も含め、文化資料館でもしっかり展示・紹介して魅力の発信をし、観光にも活用を。

(公明党議員団

長尾 美矢子)

発達性読み書き障害  
(ディスレクシア)について

【教育長答弁】

ディスレクシアは学習障がいの中の1つのタイプとして捉えられており、文部科学省作成の「障害のある子供の教育支援の手引」によると、学習障がいは、障がいそのものの社会的な認知が十分ではなく、また、知的発達に遅れは見られず、「読むこと」、「書くこと」など一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまったり、子ども自身が周囲に気付かれないようにするなどの状況から、障がいの存在が見逃されやすいとされている。

このような学習障がいの特性を踏まえ、まずは、障がいの特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や教員が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的であることが多いことから、ディスレクシアを含む学習障がいの疑いがある幼児・児童生徒の状況等について、就学前から小学校へ、また小学校から中学校へ、移行支援シートを作成し引き継ぐ他、教員が、授業中の様子やノートの記述内容、テストなどの学力検査、宿題の取組状況等について丁寧に観察するとともに、必要に応じ、標準的な個別式知能検査や、ひらがなや漢字の音読速度などを測る検査を実施し、把握しているところである。

現在、本市の小中学校においては、ディスレクシアと診断されている児童生徒の報告は受けていないが、学習障がいと診断され、通級指導教室で指導を受けている児童生徒の中には、読み書きに困難を示す児童生徒がおり、ディスレクシアの可能性も考えられるところである。

なお、本市においては、全ての小中学校に通級指導教室を設置し、担当教員が特別支援教育コーディネーターとして、校内や関係機関との連絡調整の中心的役割を担っており、就学前から保護者の方に読み書きを含む、お子さんの心身の発達に関する相談支援を行っているところである。

また、就学後に学校が把握した児童生徒の状況から、実施した検査結果等から、必要に応じ、医療機関や向日が丘支援学校等と連携し、検討した支援内容等について、教員や全小中学校に配置の特別支援教育支援員等が共通理解を図り、授業内容等に応じ、個別に支援を行っている。

支援内容としては、文字を読み間違えたり、文節の把握ができなかったりする場合、見本として文を繰り返し読んだり、テスト場面では、別室で教員が問題を音読したりするなどの指導を、また、漢字の判別が困難な場合には、配付のワークシート等に振り仮名を入れ、見やすい大きさに拡大するなど、児童生徒が内容の理解や表現がしやすい学習方法を用いて、支援しているところである。

加えて、児童生徒一人一人の読み書きの困難さの程度等に応じて、通級指導教室において、文字の習得等に向けた指導を行っている。

議員ご提案のタブレット端末等を活用した支援については、現在、本市において、学習方法として活用している児童生徒はいないが、文字を読む・書く活動が苦手な児童生徒にとって、有用な学習方法であり、一人一人の教育的ニーズを踏まえた、より効果的な支援に向け、研究し、各学校において活用が図られるよう、努めてまいりたい。

また、児童生徒や保護者への合理的配慮への理解についてであるが、各学校では児童生徒の発達段階に応じ、これまでから、特別の教科道徳の時間や特別活動の時間において、障がいのある人の人権問題を取り上げ学習しているところである。

その授業内容について、学校だより等を通じ、障がいや障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めていただくよう、保護者にお知らせしているところであり、現在、障がいのある児童生徒への支援に支障をきたす状況等の報告はない。

保護者を対象としたディスレクシアの理解促進については、今後、その周知方法を含め、校長会や向日市PTA連絡協議会とも意見交換のうえ、検討してまいりたい。

(再質問)

現在は支援としてタブレット端末を使っていないが、今後、個に応じた支援がされるということか。

【教育長答弁】

先進事例について研究し、障害のある児童生徒それぞれのニーズに応じ、支援の1つとして実施していく。

(要望)

授業に不都合を感じる子どもの心配を早期に取り除き、子どもたちの可能性を広げられるような対応を。

てんかん発作時の口腔用液について

【部長答弁】

てんかんは、脳にある神経細胞の異常な電気活動により、引き起こされる発作のことで、突発的に運動神経、感覚神経、自律神経、意識、高次脳機能などの神経系が異常に活動することで症状を出すと言われている。

また、てんかん発作が起こった場合には、体の一部が固くなる、手足がしびれたり耳鳴りがしたりする、動悸や吐き気を生じる、意識を失う、言葉が出にくくなる等の、それぞれの神経系に対応した症状が出るものである。

厚生労働省によると、てんかんのある方は、1,000人に5人から8人の割合と言われており、乳幼児から高齢者のいずれの年齢層でも発症しているところである。

これまでから、学校管理下における、児童生徒にてんかん発作が起きた場合には、すみやかな坐薬の挿入が必要であると医師が指示している児童生徒に対して、本人または保護者による坐薬の挿入が困難な場合、教職員が坐薬を挿入することができる旨の通知が、平成28年2月に文部科学省から発出され、各学校での対応が求められていたところである。

本市においては、学校で行う健康診断の資料や在学中の健康管理の参考とするため、入学時等に児童生徒のてんかんを含むその他の疾病等の健康状態について、各家庭から保健調査票の提出をいただいているところである。

また、この調査票で把握するほかにも、てんかんのような特に配慮を必要とするケースについては、保護者や保育所等からの連絡や就学時健康診断等において、事前の把握にも努めているところでもございます。

議員ご質問の1点目、「学校ごとのてんかんの人数について」であるが、今年度については、全校に在籍しており、小学校で計18人、中学校で計11人となっている。

また、「学校への伝達」については、文部科学省等において、令和4年7月19日付けで「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与について」の事務連絡を発出され、本市においても、京都府教育委員会を通じて、周知依頼を受けましたことから、令和4年7月28日付けで各学校に対し文書を送付したところである。

この通知に基づき、てんかん発作時にブコラムの投与を必要とす

る児童生徒の対応についての周知を図ったところではあるが、本市においては、現在のところ、保護者から学校管理下において、ブコラム等の投与を求められているケースはなく、発作が起こった場合には、保護者等への連絡をする対応となっているところである。

次に２点目の「体制の整備について」であるが、てんかんだけに限らず、学校においては、これまでから、健康面で緊急対応等の配慮を必要とする児童生徒について、入学前等の時期に、保護者と養護教諭等が必要に応じて面談を行い、児童生徒の健康状態を十分に把握し、緊急時に適切な対応ができるよう努めているところである。

今回発出されました文部科学省等の通知において、児童生徒がてんかんによるひきつけを起こした時に、現場に居合わせた教職員等が、医師法に触れずにブコラムを投与できる条件として、次のように示されている。

１つ目は、児童等及び保護者が事前に医師から書面で指示を受けていること。

２つ目には、児童等及び保護者が学校に対して「ブコラム」を使用することについて具体的に依頼していること。

３つ目には、使用にあたっては、担当する教職員が当該児童等であることを改めて確認し、ブコラム使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること。

４つ目には、保護者または教職員等は「ブコラム」を使用した後、当該児童等を必ず医療機関に受診させることとされており、これらの４つの条件を満たした場合にのみ、緊急やむを得ない措置として行うことができるとされている。

教育委員会としては、保護者から学校に対し、ブコラムの投与の申し出があった場合には、学校長を中心として、養護教諭や担任等が連携協力しながら、それぞれの役割と責任を果たせるよう研修をはじめ体制の整備に努め、児童生徒の安全の確保に万全を期してまいります。

(要望)

年度やクラスの入替わりの時期もしっかりと連携・情報共有を行い、万一の時に重大な事案にならないよう対応を。

**性被害・性加害から守る教育について**  
性教育の実情について

**【教育長答弁】**

学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、小学校においては、学級活動を中心に、体の発育や発達、思春期の心の変化について知るとともに、生命の誕生を通して、自分や友達の命の尊さや、性被害にあわないためにどうすべきか

大原野中学校の性教育  
について  
大原野中学校への視察  
等について

について各学年の発達段階を踏まえ、学習を進めている。

また、中学校においては、保健体育科等で心身の発達や生命を生み出す体の成熟について正しく理解し、異性の尊重とともに、性被害を踏まえた犯罪被害の防止や性感染症とその予防について学習しているところである。

さらに、中学校では、総合的な学習の時間において、京都府助産師会が行う啓発事業「助産師が行く！いのちの出前講座」を受講している学校もあり、数多くの出産に立ち会ってきた助産師の話しや映像を通して、妊娠や出産に関する正しい知識を身につけ、命について考える学習を行っている。

講座を受けた生徒からは、「一人ひとりの命が大切で、自分自身も大切にしたいと思いました。」といった声や、「今生きていることは、当たり前だと思っていたけれど、生まれてきたことが奇跡だと分かり、感謝することが大切だと思いました。」などの感想があり、命の大切さを見つめなおす貴重な時間になったとの報告を受けている。

大原野中学校の性教育の授業についてであるが、現段階では、メディアの情報以外の情報を収集できていないため、今後、所管の京都市教育委員会を通じて状況を把握した上で、視察や情報交換についても、検討してまいりたい。

性に関する指導については、児童生徒の発達の段階を踏まえ実施することが重要とされており、本市の小中学校においては、教員が、児童生徒の実態に応じて、どのように伝えるか、授業の構成や教材教具を工夫し、丁寧に授業の準備を行っているところである。

中学校における助産師による出前授業では、事前に講師と教員が十分に打ち合わせを行い、生徒の実態を伝えるとともに、生徒に対しては、授業内容やねらいを知らせ、DVD等の映像において気分が悪くなったら無理をせずに教員に伝えることなどの注意をして、授業に臨ませているところである。

国においては、性情報の氾濫等の現代的な課題を踏まえ、令和2年6月、性暴力の根絶に向けた取組を強化することを目的に、性犯罪・性暴力対策の強化方針が決定されたところである。

その方針に基づき、文部科学省においては、子どもが性暴力の加害者や被害者、傍観者のいずれにもならないよう、教育・啓発内容の充実及び相談を受ける体制の強化等に取り組むこととされ、生命（いのち）の安全教育を推進するため、発達段階に応じた教材や指導の手引き等が作成されたところである。

本市の小中学校においては、これらの教材や指導の手引きを従来の性に関する指導と併せて活用を始めており、今後、さらに児童生徒が性に関する正しい知識を習得し、自ら考え、判断し、適切に行動できる力を身に付けられるよう、学校間で実践事例の交流を図り、指導の充実に努めてまいります。

また、保護者とのやりとりの現状と課題についてでございますが、授業の様子や児童生徒の感想などを学年便りやホームページを通し

保健室における相談について

(要望)

性や暴力に関することで困ったときには、大人やきちんとした窓口相談すれば解決の糸口がある旨の周知を。

性教育の場が、男女とも、生徒が教員への相談を可能にするきっかけになるよう。

先進事例の情報も得て、子どもたちが自分の将来や人生に関わる選択を正しく行えるように関われる場所作りを。

(日本共産党議員団

常盤 ゆかり)

子育てにかかる負担軽減策について

学校給食費の無償化について

て発信している学校もございますが、全校で実施するまでには至っておりません。

教育委員会としては、まずは、生命(いのち)の安全教育を通して、各学校における性に関する指導内容について、保護者に周知してまいりたい。

生理用品を求めて来室する生徒の中では、生理に関する体の悩みの相談が多いと聞いているが、生理以外の体の悩みや男女交際等人間関係についての相談も受けており、各学校において、性に関する相談を養護教諭が受けた場合、生徒一人一人の状況に応じ、スクールカウンセラー等専門職を含め、組織的、かつ丁寧な対応が図られるよう、研修等を通じて徹底してまいりたい。

【部長答弁】

学校給食費については、学校給食法及び同法施行令に基づき、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費、並びに学校給食の運営に要する経費のうち、人件費や施設整備、修繕費については設置者が負担し、食材料費については保護者に、ご負担をいただいているところである。

本市においては、これまでから、学校給食費にかかる保護者負担の軽減を図るため、生活保護制度や本市就学援助制度に基づく補助を実施してきたところであり、全ての子どもたちが学校給食を喫食できるよう取り組んでいるところである。

本市において学校給食費を一律に無償化するためには、令和4年度の試算で約2億2,400万円と多額の費用が必要であることに加え、生活保護制度や就学援助制度に基づく給食費の補助を実施しているところであることから、本市において、給食費の一律無償化は考えていない。

市内産食材の活用について

なお、学校給食費の無償化は自治体の財政状況等により左右されるべきものではなく、ナショナルミニマムとして、国において適正に判断されるべきであると考えている。

地場農産物を学校給食に活用することは、新鮮で安全な食材を食べることができることや、児童生徒が地場産物を通じて地元の「食」への理解を深める食育の大切な機会になること、また、段ボールなどの包装資材や物流コストが削減され環境にも配慮できるといった多くのメリットがあるものと考えている。

本市では、市内生産農家と京都中央農業協同組合及び本市給食担当者による「向日市地産地消推進協議会」を平成16年に立ち上げ、地場産農産物を学校給食に積極的に活用するよう努めているところであり、本市の特産品であるタケノコやナスをはじめ、冬野菜を中心に大根、白菜、キャベツなど、本年度は12品目を学校給食で提供しているところである。

また、第3向陽小学校においては、「地産地消推進体験農園設置事業」として、児童が生産農家と一緒に苗植えから収穫までを体験し、収穫した「さつまいも」や「大根」は実際に給食で使用するといった、地場産食材をより身近に感じることができる取組みを行っているところである。

本市の学校給食は小学校で、約3,000食、中学校では、約1,400食と大量に食材を確保する必要がある一方、市内生産量には限りがあることから、献立作成段階から生産農家と連携し情報交換を行うことで、収穫時期と献立のタイミングを合わせることや、小学校と中学校の使用時期をずらすなど、工夫を重ね更に活用を図ってまいりたい。

また、議員ご提案のオーガニック食材は、農林水産省による「有機食品の検査認証制度」があるが、現在、本市においては、本制度の認証を受けている生産者の情報は得ていない。

なお、オーガニック食材は、生産に手間がかかることなど、価格が高価になる可能性が高いことや、先ほど申し上げましたとおり、学校給食では一度に多くの数量が必要になることから、現時点では使用することは難しいものと考えている。

(再質問)

令和5年度京都府予算の新規事業で「子どもの教育のための総合交付金」があるが、給食への支援が明記されている。

市として本交付金の活用についてどのように考えているか。

【教育長答弁】

本交付金は全体で3億円であるが、本市給食費無償化には試算で2億円を超えている。

市町村の提案型事業と聞いているが、制度の詳細はまだ判っていないので具体的にどう実現できるか見通しは持っていない。

(要望)

自由な発想をもって給食が豊かになるよう務めていただきたい。

教育費の負担軽減について

不登校児童生徒への支援について

**【教育長答弁】**

学校の教育活動に必要な学用品については、漢字ドリルや計算ドリル、問題集、画用紙、ファイルなどは、指導上、同一のものを使用するため、各学校が徴収している諸費から一括購入しているところである。

一方、通学用の帽子やかばん、体操服、鉛筆や消しゴム、のり、はさみなどの文具類、鍵盤ハーモニカやリコーダーなどの楽器類、習字道具などは、各ご家庭で準備いただいている。

各学校においては、ご家庭で準備いただいている学用品について、保護者から、「入学祝いにいただいたものを使用したい」、「以前、きょうだいが使っていたものを使わせたい」など、学校指定ではないものを使用したいとの声を伺っており、小学校の通学用の帽子、中学校の制服や体操服以外の多くの学用品については、学校指定以外の使用を認めているところである。

また、中学校では部活動にかかる経費といたしまして、用具類、遠征費等がございますが、利用可能な学校の用具を貸し出すなど、保護者負担の軽減に努めているところである。

加えて、各中学校のPTA活動として、制服や体操服、柔道着などのリユース活動に取り組まれており、毎年、盛況であるとの声を伺っている。

教育委員会としては、一律に、教材費等を補助することは考えていないが、一人一台タブレット端末に、本年度、デジタルドリルを導入しており、その活用とともに、保護者負担軽減の視点からも、次年度以降、ドリルや問題集など、一括購入する教材の精選について検討するよう、各学校に指導してまいりたい。

その他の学校から一括購入する学用品についても、入学説明会等を通じて使用目的等について丁寧に説明し、保護者のご理解とご協力をいただきながら、教育活動を推進してまいりたい。

教育委員会としては、フリースクール等民間施設と学校が連携し、相互に補完し合うことは、不登校児童生徒の状況に対応した、きめ細かな支援を行う上で重要であると考えており、まず、市内を含む近隣地域に設立された施設を訪問し、活動状況等の情報収集に努めているところである。

昨年12月には、教育委員会の担当指導主事及び本年度から教育委員会に配置したスクールソーシャルワーカーが、市内の民間フリースクール施設を訪問し、代表者からは施設の活動状況や入所し活動している児童生徒の様子を、また、入所する児童の保護者からは、子どもの学習についての悩み等を聞かせていただいたところであ

<p>(再質問) 改訂された生徒指導提要にある相談支援体制の充実等について伺う。</p> <p>(要望) 子ども・保護者・フリースクール運営者等の生の声を聴き、できるところから改善対応を。</p> <p>(令和自民クラブ 石田 眞由美) 竹林政策・施策について 寺戸大塚古墳隣接地の竹林小屋について</p>	<p>る。</p> <p>さらに、本年2月には、同指導主事が乙訓地域の不登校を考える親の会が主催された講演会に出席し、市内の民間フリースクールの活動状況を把握するとともに、保護者の思いや願いに触れ、学校とフリースクール等民間施設との連携の在り方について、あらためて考える機会となったところである。</p> <p>このように、現在、民間のフリースクール等について情報収集に努めているところであり、これまでのところ教育委員会や学校から保護者に対して、市内の施設等を紹介したケースはない。</p> <p>今後においては、京都府認定フリースクールをはじめ、民間フリースクール等の活動状況について、校長会と情報共有を図り、連携の在り方について、協議してまいりたい。</p> <p><b>【教育長答弁】</b></p> <p>不登校に係る改訂生徒指導提要の内容は、文部科学省からすでにこれまでから通知が来ている内容である。</p> <p>教育相談体制やひまわり広場など総合的に充実してまいりたいと考えているが、現時点で具体的に紹介できるまでの検討には至っていない。</p> <p>不登校児童生徒については、一人一人の背景や状況は多様であるので、いかに一人一人のニーズに応じた支援ができるか追及してまいりたい。</p> <p><b>【部長答弁】</b></p> <p>本市では平成27年に「向日市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受け、また「ふるさと向日市創生計画」においても、「歴史を活かし、活力と魅力あるまちづくり」を施策の柱として掲げており、これらの計画に基づき、史跡乙訓古墳群や史跡長岡宮跡、京都府の景観資産である竹の径、西国街道など本市固有の貴重な歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進しているところである。</p> <p>史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳隣接地の竹林小屋は、京都府庁の近くにある学校法人京都建築学園京都建築専門学校からご寄付いただくものである。</p> <p>このたびのご寄付は、以前から同地に所在した竹林小屋が平成30年の台風により倒壊し、市民の中からこれを惜しむ声があがり、同校に寄せられ、ご好意により実現したものである。</p> <p>建築は、同校の授業の一環として生徒が建築するもので、本年夏頃</p>
---	---

の完成を目指されている。なお、その費用は材料費のみで約300万円である。

規模は東西約5メートル、南北約3メートル、高さ約3.6メートルで、現地の土を粗壁（あらかべ）として用いた木造瓦葺きの平屋建てである。

面積は、約16平方メートルで、内部は四畳半のタタミの間と、一畳半の土間と物置に三分割されている。

用途としては、史跡めぐりや竹の径散策の新たなフォトスポット、かぐやのタベなどでの使用、竹林ボランティアの休憩所など、多様な活用を計画しているところである。

この竹林小屋が所在する向日丘陵には、「京都式軟化栽培」と呼ばれる伝統的な栽培技術により、良質なタケノコを産出する竹林があり、落ち着いた空間が醸し出され、憩いの場として市の内外を問わず多くの方々が訪れる名所となっている。

京都府の文化的景観にも選定された竹の径が、この竹林小屋の建築によって、さらに魅力的な景観となり、多くの方々に親しまれるよう、これまで以上に史跡の保護と竹林の景観の保全に取り組んでまいりたい。

（再質問）

建築時期、利用形態、一般開放の有無は。

【部長答弁】

週2回の授業の中で建築し、夏頃の完成を目指している。

用途は、一般利用可能なフォトスポット、竹林ボランティアの休憩所などを考えているが、詳細はしっかりと考えていきたい。

（日本共産党議員団

北林 智子）

私立幼稚園の請願について  
健診への補助金について

【部長答弁】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまり、本市の私立幼稚園においては、3歳児から5歳児において、月額2万5千7百円を上限に保育料及び入園料が無償化となり、預かり保育についても、保育の必要性が認められる世帯を対象に上限額はあるが、無償化となっているところである。

保護者に対する教材費補助金は、幼児教育・保育の無償化に伴い、終了したが、令和2年度から、市独自の新たな入園補助金制度を創設し、経済的理由により入園が困難な幼児の保護者への負担軽減を図ってきたところである。

また、私立幼稚園に対する補助金としては、環境・設備整備に関する「設備費補助金」や、障がいのある園児の特別な教育的支援に要する人件費補助である「特別支援教育振興補助金」、教職員の研修費などの経費に関する「教育研究補助金」を交付してきたところであり、令和2年度からは、更に、市独自の補助制度として、園児の教育の用に供する備品、消耗品及び図書を購入費用にあてられる「教材教具購入補助金」を新たに設け、私立幼稚園に対する補助金の拡充に努めてきたところである。

私立幼稚園への補助については、「私立学校振興助成法」に基づき、

<p>幼稚園のICT化支援について</p> <p>2歳児からの幼児教育への支援について</p> <p>(コメント)</p> <p>なかなか難しいという答弁が多く残念に思う。</p> <p>財政の問題等があるのはわかるが、2年に渡って同じ内容で請願を出されたのは、本当に必要とされていてお困りのことが多くあるた</p>	<p>基本的に都道府県により措置されており、京都府においては、人件費、教育研究費及び設備関係費等の幼稚園運営の経常的経費に対する補助である「京都府私学運営費補助金」等が制度化されており、私立幼稚園の運営に関して支援されているものと存じている。</p> <p>幼稚園の健診及び歯科健診について、幼稚園においては、「学校教育法」第12条に「幼児の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」と定められており、また、「学校保健安全法」においても、第13条に「学校においては、毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と定められていることから、幼稚園の運営に際し義務づけられているものである。</p> <p>令和3年及び令和4年第4回定例会において請願が採択されたところであるが、健康診断に対する補助金については、幼児教育の振興を図る本市の現行の補助金制度とは性質が異なり、幼稚園の義務的経費に対する支援となるため、京都府の私学運営費補助金と類似するものであり、現在、他の自治体の状況や、京都府の私学運営費補助金との関係など、調査を行っており、当該補助金の制度化については、更に検討を要するものと考えている。</p> <p>ICT環境の整備を促進することは、教職員の事務の負担軽減や教育の質の向上が図られることから、京都府において、平成29年度に「京都府教育支援体制整備事業費補助金」が創設されたところであり、幼稚園における園務改善のために必要なICT化費用について、重ねて本市独自の補助制度を創設することは、難しいと考えている。</p> <p>保護者の就労等の理由により保育が必要な子どもについては、私立幼稚園において、一時預かり事業が実施されていることと存じている。</p> <p>また、本市においても、待機児童対策として、2歳児の一時預かり事業を実施する私立幼稚園に対して、令和元年度から「私立幼稚園2歳児預かり事業補助金」を実施しているところであり、更に、令和2年度に創設した「教材教具購入補助金」についても、2歳児の幼児教育への支援につながるものであり、現時点においては、更なる支援は難しいと考えている。</p>
--	--

めと感じるので、前向きに検討を。

(飛鳥井 佳子)  
インクルーシブ教育について  
インクルーシブ教育について  
人材配置について

【教育長答弁】

インクルーシブ教育システムとは、障害者の権利に関する条約に規定された、「教育についての障がい者の権利を、差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度」であり、その理念は、共生社会を実現する上で、重要であると考えている。

子どもの成長発達段階において、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場所で、共に学ぶことは、障がいのある子どもを差別することなく、相互に理解し支え合い、共に生きる力を育む上で、大きな意義を有するものである。

一方、自立と社会参加を見据え、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすためには、一人一人の教育的ニーズを把握し、専門性に裏付けられた、適切な指導と支援を行うことが必要である。

我が国においては、これまでから、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、多様な学びの場を整備するとともに、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」を推進してきた。

加えて、障害者の権利に関する条約を踏まえ、就学相談や就学先の決定について保護者の意向を最大限尊重するなどの制度改正や、合理的配慮の充実のための取組が進められ、条約の理念が目指す共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システムの構築が目指されてきたところである。

そうした中で、文部科学省において令和4年6月に、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への支援の在り方等について検討するため、有識者会議が設置され、現在まで8回にわたり、議論が行われている。

同会議の中では、特別支援学校と小・中学校が、日常的に交流することが難しい現状について指摘されており、令和4年9月の国連の障害者権利委員会における勧告にも触れ、よりインクルーシブで、多様な教育的ニーズに柔軟に対応し、障がいのある児童生徒の学びの場の連続性を高める取組が必要であるとし、特別支援学校と小・中・高等学校のいずれかを一体化する共生教育の推進モデルの創設について、議論が行われているところである。

インクルーシブ教育システムの構築に向けては、教育内容・方法、教職員の配置、施設・設備の整備等、国において総合的に検討されるべきものであり、本市としては、国における検討状況を注視しつつ、京都府市町村教育委員会連合会等の場で今後の方向性について意見交換をしてみたい。

また、インクルーシブ教育システムの理念の実現を見据え、全国市

(要望)

男女差をつけないことを歌った曲を教育の中で子どもたちに聞かせたり、ハンディがある方の雇用など、差別解消への取り組みを。

物集女城の再建について

町村教育委員会連合会等を通じ、国に対して教職員の配置の充実等、必要な要望を行ってまいりたい。

【市長答弁】

本市の北西部に所在する物集女城は、旧石器時代から今日まで連続と続く古い集落である。

中でも、室町時代から戦国時代にかけて山城国西岡(やましろのくににしのおか)で最も有力な国衆(くにしゅう)として活躍した物集女氏が居城としていた物集女城は京都近郊の土豪が構えた平地城館(へいちじょうかん)の典型例として知られている。

室町時代、向日市をはじめ京都市西京区、長岡京市、大山崎町の桂川右岸地域地区には、物集女氏、革島(かわしま)氏、鶏冠井氏、神足氏などそれぞれの地域に、足利将軍家直轄の家臣で「西岡被官衆(にしのおかひかんしゅう)」と呼ばれる在地領主がいた。

これらの在地領主は、戦国の争乱や豊臣時代の兵農分離策などにより盛衰を繰り返し、現在まで良好な状態で続いている遺構は、細川藤孝(ほそかわふじたか)の居城であった長岡京市の勝龍寺城跡と物集女氏の物集女城跡だけである。

西岡(にしのおか)の在地領主の中でも最も力があつた物集女宗入が勝龍寺城で細川藤孝の家臣に謀殺されてしまったことは、地元・物集女出身の私としては悔しいことではあるが、近年の研究により、かつて物集女にあつた寺院で安置されていた物集女宗入の木像が京都市内の寺院に伝わっていることが判明し、さらに、地元・物集女の寺院に物集女宗入の位牌が祀られていることが確認され、地域の人びとによって毎年法要が営まれるようになるなど、新たな発見が相次いでいることを、たいへん喜ばしく思っているところである。

この物集女城跡は過去11回の発掘調査などにより、東西約70メートル、南北約75メートルの規模で、周囲に幅約3メートル、深さ約2.5メートルの大規模な堀と、高さ2メートル以上の土塁(どるい)を配した「方形単郭式(ほうけいたんかくしき)」と呼ばれる構造で、15世紀後半の築造であることがわかってきた。

その城跡は、現在も土地の所有者や地元物集女区、物集女城を考える会などの皆様のご厚意とご努力により、非常に良好な状態で残っている。

また令和4年度、物集女城跡の今後の保存、整備、活用を見据え、

市制施行50周年記念事業として二つの事業を実施した。

一つは、国の史跡指定時の資料ともなるよう物集女氏と物集女城跡の歴史的、考古学的な調査成果をまとめた「物集女城跡総合調査報告書」の作成である。

一つは、物集女城跡のすぐ西側に「物集女城公園」を整備し供用を開始したことである。

本公園は、物集女城跡へのアプローチを強く意識し、城跡に関する大小2基の案内板と今後の活用も見据えトイレなどを設置したところである。

本市には、市の南部に「史跡長岡宮跡」があり、中西部の丘陵に「史跡乙訓古墳群」が所在している。

本市の北部に所在する物集女城跡は、これらの史跡と同様に貴重な財産である。

今後、物集女城跡を北の玄関口の史跡として整備し、JR桂川駅や阪急洛西口駅から「物集女車塚古墳」や丘陵上の「竹の径」へと向かう観光スポットとして整備することにより、さらなる発信と活用の促進が期待される場所である。

ふるさと向日市創生計画の三つの柱の一つとして掲げている「歴史あふれるまちづくりの推進」の実現のため、物集女城跡を史跡としてしっかり保存するとともに、防災機能を備えた市民憩いの場や観光資源となるよう整備を図ってまいりたい。

また、全国的にも希少な平地城館としてさらに広く知られるよう物集女氏の居城の再建についても取り組んでまいりたい。

(要望)

考古学観光・インバウンド需要も視野に、デジタル技術の駆使、駅と宿泊施設の整備など推進を。

歴史を大切にすることで、子どもたちが向日市で育ち定住していくことを期待する。

向日市議会令和5年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

- 1 日時 令和5年3月13日（月） 午前10時49分～午後2時40分
- 2 場所 向日市役所第1委員会室
- 3 委員 丹野委員長、石田副委員長、山田委員、永井委員、長尾委員、上田委員、杉谷委員、富安議長

議案第14号 向日市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
	○質疑
委員	<p><b>【学校運営協議会について】</b></p> <p>学校運営協議会の導入の目的・委員の選出方法・報酬額3,300円の根拠・令和5年度は何名分の予算を考えているのかを教えてください。</p>
事務局	<p>学校と地域がこれまで以上に組織的かつ継続的に連携協働できる体制を構築することを目的としている。本市においては、これまでから地域学校協働活動を実施していることから、一層の一体的な推進に向けて、この制度を導入し、社会総掛かりでの学校運営を進めていきたいと考えている。</p> <p>また、委員の選出方法については、地域学校協働活動の推進員の皆様や、学校評議員の方など、学校運営のことをよく知っておられる方が望ましいと考えてはいるが、制度的には、学校長が推薦し、教育委員会が委嘱することになる。</p>
事務局	<p>報酬の根拠については、すでに実施されている京都府の学校運営協議会制度の報酬と同額としている。</p>
事務局	<p>人数については、現在のところ、学校の教員も含め、10名から15名程度で構成したいと考えている。</p>
委員	<p>報酬を払う方と払わない方の違いはなにか。</p> <p>また、公募などはできないのか。</p>
事務局	<p>4月1日から、委員の選出が整い次第、年度途中からでも導入するという事を考えている。</p> <p>なお、報酬の支払いについては、学校の教員以外が対象となる。</p> <p>また、委員の選出については、現在のところ、学校長の推薦を受けて、教育委員会が委嘱をするという形で決定していきたいと考えており、公募の方法については考えていない。</p>
委員	<p>委員の選任にあたって、何か基準はあるのか。</p>

事務局	委員の選出については、明確に基準を設けているわけではないが、公正公平に運営が図られるような方々について、学校長が推薦案を考えているところである。
委員	公募された方がより公平性というか、市民の信頼も高まると思うがいかがか。
事務局	現在、京都府教育委員会の方では、公募制ではなく、学校長の推薦による方法を取られている。
委員	要綱や規則等の説明が議会にあるべきではないかと思うが、いつ示せるのか。
事務局	要綱、規則については、現在作成中であり、出来次第、お示しできるかと思う。
委員	学校運営協議会についてはどれくらいの頻度で行われる予定か。
事務局	京都府の状況を踏まえ、年間3回、学期に1回という頻度で開催したいと考えている。
委員	報酬については、報酬日額という設定になっているため、会議に応じて発生する理解でよいか。
事務局	あくまでも日額になっているので、会議ごとに発生することになる。
委員	ここ2、3年は、新型コロナウイルスの影響で地域の方が学校に関わっていない中で、今、学校運営協議会制度を始めて、運営がうまくいくかどうか。
事務局	<p>新型コロナウイルスの対応が始まってから3年間、本当に先の見えない形で、教育委員会も学校も、その都度の感染状況の中で対応してきたが、地域の方々との交流ができていない状況について、丁寧に説明することができなかったのが現状である。</p> <p>だからこそ、この学校運営協議会制度を導入し、これから脱コロナでどんな学校運営に戻していくかという説明をさせていただくところから始めることが、子どもたちが地域の中で支えられているという状況を作れるのではないかと考えている。</p>
委員	年間3回の開催回数で賄えるのか。
事務局	年度当初に、地域の方、保護者の代表の方々等とともに、学校運営について承認をしていく。そして、2学期には、その方針に従って実施されている学校運営について、3学期には、年間を通じた意見をいただいた上で、次年度につなげていくということで3回に決めているが、さらに回数が増えることも想定をしている。

委員	<p>公募されないということであれば、そこに選ばれていない人たちの意見はどうするのか、また、今までと学校運営の違いはどのようなものになるのか。</p>
事務局	<p>子どもたちは、担任の先生との関わりが一番深いので、日常の学校の生活について、年間3回以上、担任の先生と話し合う場面がある。加えて、アンケートを全児童生徒に実施し、学校に対して、あるいは先生に対して、このようなことを希望するかどうか、要求したいという言葉を受け、どのように対応していくのかなどを学校だよりに掲載し、地域の方々にも発信してるところである。</p> <p>また、保護者に関しても同じように、アンケート形式で、子どもたちが毎日楽しく過ごしているのか、あるいは家庭での学習時間がどうなのか、先生は子どもの話をよく聞いてくれるのか等の、保護者の意見も受けとめながら、学校運営をこれまでからも進めてきたところである。</p> <p>これからは、代表となる方が、この学校運営協議会の場で、運営方針について話し合うことにはなるが、決して、その他の保護者の方や地域の方々、児童生徒の意見が、その中で反映されないことはない。</p>
委員	<p>学校長が権限を持っているということであれば、今後、地域の方で公募してやってみようかという判断されたらそれはできるということなのか。</p>
事務局	<p>初年度については、今の状況で運営をしてみて、今後、そういう状況も必要ならば検討していく。</p> <p>採決　－　挙手全員　－　可決</p>

議案第16号 向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	
	○質疑 【留守家庭児童会の安全計画の策定について】
委員	向日市の留守家庭児童会は当てはまらないのか。また民間事業者はどうなるのか。
事務局	市の留守家庭児童会及び民間事業者もこれに当てはまる。 民間の留守児童会「もずめクラブ」と「放課後クラブ251（ニコイチ）」が送迎されているので、バスに関しては、市は該当しないが、先ほどの2事業者が該当する。
委員	この計画は、今の指導員の方が作られることになるのか。また業務量が増えることになるのか。
事務局	各留守家庭児童会については、安全を伴う点検の場所や、立地条件がそれぞれ異なるため、指導員と生涯学習課で、計画を作っていくことになるかと思う。 なお、民間事業者については、我々の助言のもと、どうやっていくか相談しながらやっていくことになるが、業務量はできるだけ増えないようにしていきたいと思う。
委員	今までは安全に対する計画は全くなかったのか。
事務局	災害対応や不審者対応、また熱中症等はあったが、安全の計画というのはなかった。
委員	送迎に関しては、民間事業者の「もずめクラブ」「251（ニコイチ）」だけが行われているとのことだが、計画が出された時に、チェックされるという理解でよいか。
事務局	全体の計画については市もチェックしていくことにはなるが、送迎車に関しては、今、示されてるのは点呼や最後列まで確認することになるので、計画ではなくて、チェックリストのようなものになるのではないかと考えている。
委員	安全計画の策定にはなるが、策定したものを市の方に報告する義務があるのか。
事務局	民間事業者が作ったものに関しては提出してもらおうように考えている。
委員	年に1回ぐらいの報告になるのか。またそれをどこかで公表する予定はあるのか。
事務局	策定したら、まず保護者の方等に周知しなければならないとされているので、年に

<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>1回、変更等も含め、周知することになる。</p> <p><b>【幼稚園の安全計画の策定について】</b></p> <p>幼稚園に関してはどのようにするのか。市との関係はどのような感じか。</p> <p>幼稚園については、昨年12月、学校保健安全法施行規則の一部が改正され、送迎バスや車両内で園児の確認を見落とさないような装置の設置、あるいはそれを用いて確認することといった規定が追加され、これらの内容について、京都府の方から各幼稚園に対して通知されたと聞いている。</p> <p>つまり、府の管轄になるのか。市の関わりはないのか。</p> <p>指導権限は京都府になる。</p> <p>採決　－　挙手全員　－　可決</p>
---	--

議案第20号 令和4年度向日市一般会計補正予算（第9号）（所管分 文教関係分）

	○質疑
	<b>【学校施設等のLED化について】</b>
委員	LED化の改修工事については、今回小学校3校、中学校1校を選定されているが、この4つの学校の中の全部になるのか、その範囲を聞く。
事務局	今回工事を予定している学校のLED化については、すべての照明器具となる。
委員	次年度は残りの学校を計画しているのか。また、学童施設はどうか。
事務局	令和6年度に、残りの学校を対象とする予定である。
事務局	留守家庭児童会については今のところ計画に入っていない。
委員	これは全部交換か。立て替え計画のある第2向陽小学校や勝山中学校も全部交換するのか。
事務局	器具ごとではなく、蛍光灯の球の交換をすることを予定している。
委員	互換性は大丈夫なのか。
事務局	昨年、球替えで対応できるのかを試してみたところ、問題なく取り替えができたので、それで進めていく。
委員	留守家庭児童会も計画的にLED化を検討されているのか。
事務局	今後やる予定はあるが、今回の補正予算には計上していない。
委員	留守家庭児童会のLED化の計画を立てるということをやっていただきたいがいかがか。
事務局	計画を立てることは考えてはいない。交換するならばすべてを一度に交換しようと考えている。
委員	ゼロカーボンシティを宣言している向日市だからこそ、早いこと実施していくものと思うが、LEDに替える投資は、いつぐらいに採算がとれるのかという試算はしたことがあるか。

事務局	LEDに替えると、電気の消費は概ね半分程度になるが、全体でどれぐらいの金額になるかは算定していない。
委員	この事業は、LEDが常識に変わっていく中で、その費用計算を度外視してでも、今の時流に合わせていく目的の方が強いということか。
市長	<p>大きな目的はゼロカーボン、二酸化炭素をどれだけ出さないようにするかということであり、この事業に関しては、そこを目指して概ねやっている。</p> <p>結果として、コストが安くなって、LEDのように、器具代を賄えるという事業も中にはあるが、電気自動車のように厳しいものもあると思われるので、すべてにおいて採算がとれるわけではない。</p>
委員	外された蛍光灯は、どこかに使うのか。それともすべて廃棄か。
事務局	外した蛍光灯はすべて処分する。
	<b>【学校施設等の改修・整備について】</b>
委員	学校施設の整備では、いろいろな課題があるかと思う。どのような課題を把握しているのか伺う。
事務局	小中学校の個別計画でお示ししているとおおり、令和6年度から概ね10年の間に第2向陽小学校と勝山中学校の改築を行うこととしており、これが当面の最大の課題と考えている。なお、改築にあたっては、相当な費用が必要であることから、現在、国の補助金の情報収集や他市の事例等についても収集している状況である。
委員	日々の子どもの安全に関わる小規模な施設の改修の課題はいかがか。
事務局	<p>学校施設はいずれも老朽化が進んでおり、管理していく上で必要な修繕は、順次していきたいと考えている。</p> <p>また、排水が詰まってる等の軽微なものについては、その都度対応していく。</p>
委員	バリアフリートイレについて、第3向陽小学校と寺戸中学校については、校舎の1階か。どのような形でバリアフリートイレを作るのかのイメージがわからないため、説明をお願いします。
事務局	第3向陽小学校については、校舎1階の2.5メートル×2.5メートルの部屋のスペースを、車椅子で入れるトイレに改修工事を行う予定にしている。

	<p>寺戸中学校については、まだトイレの改修が行われていないトイレの部分の一部を、バリアフリートイレとしてスペースを確保し整備する予定である。</p>
委員	<p>トイレのバリアフリーについては、今回の補正予算で全学校整備されるのか。</p>
事務局	<p>これですべての学校にバリアフリートイレが整備されたということにはならない。第5向陽小学校と西ノ岡中学校を令和6年度での整備を予定している。</p>
委員	<p>文部科学省からの補助金の活用にあたっては、坪単価何円以内でという制限があったように思う。このトイレ改修は、規定の仕様の便器を使うわなければ対象にならないといったものがあるのか。それとも自治体判断で実施できる等の決まりはあるのか。</p>
事務局	<p>この便器を使わなければならないという縛りはないが、1㎡あたりの補助金の上限が決められているので、その中で実施していきたい。</p>
	<p>採決　－　挙手全員　－　可決</p>

議案第1号 令和5年度向日市一般会計予算（所管分 文教関係分）	
	○質疑 【市立幼稚園への助成について】
委員	幼稚園の健康診断の助成については、幼稚園の義務的経費についてさらに助成することは、市の補助制度にそぐわないと言われていたが、説明をお願いする。
事務局	まず健康診断は、各幼稚園が実施することが義務づけられてるものであり、義務的経費ということになる。 私立学校振興助成法においては、私立幼稚園に対して補助するのは、都道府県であり、京都府の私学運営費補助金の中で、人件費や研究費のすべての義務的経費が措置されているところである。例えば健康診断の補助金を、本市が支出するということは、負担をすることになることから、私学運営費補助金の中で、この健康診断に係る経費が補助されてるかどうか等を含めて、現在調べている状況である。 委員ご承知のとおり、補助金は地方自治法でも、公益性のあるものに限っては補助できるという定めがある。原資は税金でもあることから、補助金を出すことで二重にならないかどうか見極めた上で、考えていきたい。
委員	健康診断の補助については、2市1町の幼稚園で、同じような補助制度のもとでやって欲しいという請願を、向日市議会は全会一致で2回議決している。それでもできないのであれば、強い根拠を示していただきたい。
事務局	決してできないと答弁しているわけではない。税金を使って補助する以上は、公益性があるかをしっかりと調べる必要がある。現在、しっかりと調査してる段階であり、調査した結果、必要ならば制度化を図っていきたい。
委員	保護者の2歳児からの幼児教育の需要にこたえて、幼稚園が3歳児を待たずに実施していることに対し、負担軽減のために助成を求められているにもかかわらず、市はすでに保育を必要とする2歳児への教育に対して補助はしていると言われるが、それは違うのではないか。
事務局	2歳児の保育の需要が高まり、負担軽減を進めていく必要があるのであれば、やはり国や都道府県で措置されるべきである。 本市では、私立幼稚園児教材教具購入補助金を令和2年度に創設している。これは待機児童対策でもあるため、当然、2歳児も対象になってくる。 なお、当然ながら、必要となる費用については、園が保育料として徴収されていると思うが、その上でも、明らかに足りないところについて一時的に支援を必要とするのであれば、国や都道府県の方でしっかり措置されるべきである。

委員	<p>国の制度としてやっていくべきなのはそれは誰も否定していない。しかしながら、市も補助してもらえませんかとの請願を受けて、議会が全会一致で2回も議決している。それでもやらない、やれないというのであれば、強い根拠がないとだめだと思う。</p>
事務局	<p>私立幼稚園児教材教具購入補助金、2歳児の預かり保育等の制度で支援しているため、現時点ではさらなる補助は難しいと考えている。</p>
委員	<p>調査結果はいつ頃出るか。</p>
事務局	<p>現時点でいつ出るかは申し上げられないが、できるだけ早い時期にお示ししたい。</p>
委員	<p>議会で採択されたことについては、認識ではなく尊重してもらう必要がある。市民の方々からの要望を受けて、それを実現してもらうために議決したわけであり、1年以上経って検討しています、調べていますでは通じない。いつまでにはっきりさせるのか。</p>
事務局	<p>例えば、ICTの補助に関する請願については、すでに京都府で制度化されており、最大で75万円を補助するものがある。このように、幼稚園でICTを導入する場合の様々な経費については、すでに京都府の方で支援が受けられる。</p> <p>また、本市においても、設備補助金として、従来から最大21万円の補助があり、この中で、パソコンを買っても、その他のICTに係る経費に使っても対象になる。このような補助があるため、請願については、令和3年度に請願の処理経過において実施は難しいと答えているにもかかわらず、昨年12月に改めて請願が通っている。</p> <p>しかしながら、先ほどの健康診断については、制度化しようという思いで今、調査を行っている。時間はかかっているが、やはり市税を使う以上はしっかりと調べた上で、判断したいと考えていることを理解いただきたい。</p>
委員	<p>次の議会までに努力をお願いします。</p>
委員	<p><b>【学校給食費について】</b></p> <p>給食費公会計について伺う。徴収機関は、京都銀行も含まれていると思うが、京都銀行の向日町支店が今度移転する関係で、市役所ではトラブルなくスムーズに移行できるのか。</p>
事務局	<p>公会計化になると、複数の金融機関から保護者が口座を選べるという形になり、保護者にとってはメリットはある。なお、京都銀行の支店が移転することに関しても、市から保護者へはあえて説明はしてないが、京都銀行を希望される方は、手続き</p>

	<p>についてはすでにご存知かと思う。</p>
委員	<p>給食費の無償化、これも大きな流れになりつつあると思うが、この点についての考えを伺う。</p>
事務局	<p>学校給食費の無償化については、向日市の場合で、約2億2,400万円程度が1年間でかかる。市町村の財政力に応じて、無償化ができるところとできないところがあるのは不公平であると考えており、やはりこれは国レベルでしっかり判断していただく必要があると考えている。</p>
委員	<p><b>【留守家庭児童会の増築について】</b></p> <p>留守家庭児童会への入会難民が発生していると記事を以前どこかで見たことがあるが、向日市は大丈夫か。</p>
事務局	<p>今回の当初予算では、第6留守家庭児童会の増築をお願いしており、そこに関しては明らかに面積が足りないということがわかっている。他の児童会については、推計を出してみても、児童が増減しているので学校の施設を借りるなどすれば大丈夫であると考えている。</p>
委員	<p>子どもに対する面積は充たしているのか。また、留守家庭児童会に登録してる人数に対して指導員は適正に配置されているのか。</p>
事務局	<p>面積に関しては、学校施設を借りれば問題ない。指導員に関しては、随時、応募をかけているところであるが、加配の人数等を含めると、クリアできると考えている。</p>
委員	<p>第6留守家庭児童会の入会は今後さらに急増するのか。もし第6留守家庭児童会が厳しいということであれば他もかなり厳しくなるかと思うが、いかが。</p>
事務局	<p>第6留守家庭児童会については、令和6年度は入会数が約90人を超えてくる見込みであり、100人まで達する推計が出ている。他の児童会については、令和6、7年ぐらいがピークで下がっていくという状況である。</p>
委員	<p><b>【生理用品の取り扱いについて】</b></p> <p>男女共同参画センターでは、生理用品をお渡しになっているようであるが、「ミモザカード」というものを渡せば、言葉に出さなくても生理用品が受け取れるとお伺いしている。学校では今のところそういうことはされていないのか。</p>
事務局	<p>学校ではそういった「ミモザカード」のようなものは採用はしていない。</p>

委員	<p>初めてとかで言い出しにくいというのが一つのネックになるのかと思う。言葉にならなくてももらえるようなカード等について、どのようにお考えか。</p>
事務局	<p>学校では保健室、あるいは職員室の方に、忘れた児童生徒のために置いている。確かに言いにくい児童生徒もいるかもしれないので、そういうカードを使うことも一つの方法として考えられるため、今後校長会等で協議しながら検討していきたい。</p>
委員	<p>以前、生理用品をトイレに置くのは不衛生というような答弁もあったかと思う。実際に、全国では、715の自治体が、生理用品をトイレに置いていることを踏まえると、それは必要だと思うが、どのように考えているか。</p>
事務局	<p>質問いただいた時の一つの理由としては、不衛生さ、不特定多数という理由でお答えしたところである。学校は、あくまでも子どもが主体のため、子どもたちの困り感がどこにあるのかを、慎重に、アンケートを取りながら進めているところである。</p> <p>今後についても、子どもたちの困り感等を含めて、慎重に経過を観察しながら、対応については考えていきたい。</p>
委員	<p>子どもたちに聞かなくても、トイレトペーパーが必要なと同じように、生理用品も置くことを考えてほしい。その点、市長いかかが。</p>
市長	<p>私は置いたらいいと思うが、教育委員会の考え方もあるので、今後話をしていきたい。</p>
委員	<p><b>【タブレット端末の活用について】</b></p> <p>タブレット端末学習システム整備事業と、タブレット端末運営支援事業については、今年度の新規事業だと思うが、今の段階での進捗状況と、令和5年度についてはどういったことを具体的にやっていかれるのかということについて伺う。</p>
事務局	<p>タブレット端末が導入され、2年が経過した。教員にも、1人1台の端末が整備され、授業の様子も変わってきている。子どもたちの授業の活用状況については、ほぼ全員の子どもたちが1日に1回以上はタブレットを開いて、授業で活用したり、休み時間等も学校の状況に応じて、調べ学習をしたりして活用している状況であると把握している。</p>
事務局	<p>本年度、端末の方に授業支援ソフトとデジタルドリルを導入した。自分たちの思いや考えを、全員で共有するという部分では、非常に時間の短縮ができています。子どもたちにとって、他の友達の意見が、一瞬にしてわかり、自分の考えの変容に結びつけ</p>

	<p>させることができるという意味では、非常に大きな役割を果たしている。</p> <p>令和5年度についても、引き続き積極的な活用ということについて、学校に促していきたい。</p>
委員	<p>タブレット端末機のことで、教職員の方で困っておられる方もいるのではないかと 思うが、そのあたりはどのようになっているのか。</p>
事務局	<p>教員によって、得手不得手があるのは事実ではあるが、本市では、GIGAスクールプロジェクトチームを設置し、各校から2名、年間複数回の研修の場を用意し、どのようなことに困っているのか、1つの学校で抱えるのではなく、全小中学校が共有し、情報交換をしている。</p>
委員	<p>GIGAスクールプロジェクトチームについては知っている。そのチームで、苦手な方が、課題を克服した等の効果を伺う。</p>
事務局	<p>タブレット等の苦手な教員への効果については、GIGAスクールプロジェクトチームで学んだことを学校に持ち帰り、少しずつ広がっていると聞いている。</p>
	<p><b>【外国語指導助手について】</b></p>
委員	<p>教育助成費の中で、外国語指導助手派遣業務委託というのがあるが、これまでからの成果や、学んでる子どもがどのようなとらえ方をしているのかを伺う。</p>
事務局	<p>外国語指導助手ALTの役割については、現在、5名を配置し、小学校は4名、中学校は1名で巡回でしている。</p> <p>子どもたちは、直接、外国人の先生と会話でき、外国の文化等を紹介してもらえることで、グローバル社会に向けての基礎を培う上では非常に役立っていると聞いている。また、授業の中だけではなく、休み時間や行事等で交流を深めている。</p>
委員	<p>小学校で4名、中学校で1名とのことであるが、これは週に何回か、その頻度について伺う。</p>
事務局	<p>小学校は、5、6年生が1年間で70時間、週に2回、3、4年生は1年間で17.5時間週に1回の間隔で授業がある。</p> <p>中学校は1名が3つの中学校を回っている。年間35時間あり、それぞれ50日から65日ぐらいの日数をALTに教えてもらってる状況である。</p>
	<p><b>【スクールソーシャルワーカーについて】</b></p>
委員	<p>ここ2年ぐらいは、スクールソーシャルワーカーは、特に拡充されていなかったか</p>

	<p>のように思う。スクールソーシャルワーカーを内部努力で増やしたい、次年度は補強するという答弁が以前あったかと思うが、どういう状況か。予算にどう反映されてるのか。あるいは今後どうしていくのかを伺う。</p>
事務局	<p>向陽小学校、勝山中学校に配置されており、各学校を月1回程度、向陽小学校・勝山中学校については、週に1回巡回している。</p>
事務局	<p>本年度から、本市教育委員会にスクールソーシャルワーカーを配置している。社会福祉士の資格を持つ専門家が、向日市全体の状況を把握しながら、必要に応じて学校支援をしているという状況である。</p>
委員	<p>週に何時間ぐらいか。</p>
事務局	<p>基本的には、1日7時間である。</p>
委員	<p>週に何日か。</p>
事務局	<p>週に1回となる。</p>
委員	<p>あわせて、不登校の問題について、天文館でひまわり広場の事業を行っているということに対する周知をどのように考えているのかを伺う。</p>
事務局	<p>ひまわり広場の周知については、活用している状況や、教育相談等について、全児童生徒の保護者に配布している。また、各地域の公民館に「向日市の教育」というパンフレットを配布したり、ホームページには、ひまわり広場についての案内をしている。</p>
委員	<p>天文館については、何か目立った形になるよう、看板を置くというようなことについてはいかがか。</p>
事務局	<p>ひまわり広場に看板を掲げるという提案については、本当は自分たちは学校へいるはずなのに、ここに来ているという葛藤がすごくあるのも事実であり、その入り口に看板を上げることによって、自由に出入りできる環境になるというのは、予想もしなかった人が、部屋をあけて覗くということもあるかもしれない。</p> <p>このため、周知は大切ではあるが、一方で配慮は絶対に欠いてはいけないため、慎重に考えていく。</p>

	<p><b>【学校の安全・衛生対策について】</b></p>
委員	<p>学校管理運営費の中で、小学校登下校の交通指導員の配置を少し拡大されるようだが、その内容について伺う。</p>
事務局	<p>交通指導員の配置については、令和4年度46箇所を実施したところであるが、令和5年度については、48箇所分の予算をお願いしている。阪急洛西口駅西口の開発に伴って、第4向陽小学校の通学路が一部変更になっていることから、この同区内の増員を必要に応じて検討している。</p>
委員	<p>先日、他地域で、中学校のテスト中に、大きな事件があったかと思う。向日市の小中学校でそういう不審者に対する訓練は、日常的に行われているのか。</p>
事務局	<p>地震、火事はもちろんのこと、小学校においては、不審者対応を想定をした訓練行っている学校がある。</p> <p>現在、各校に設置している防犯カメラについては、職員室内で複数の教員が見れる位置にモニターを配置しているところでもあることから、不審者対応については、現在のところ、現状より強化する予定はないところである。</p>
委員	<p>ニュースの情報にはなるが、その学校には刺股（さすまた）があったということではあるが、向日市についても、そういう場合のためにあるものなのか。</p>
事務局	<p>物理的な道具としては、刺股（さすまた）と、ネットランチャーを常備している。なお、緊急に向日町署と連絡できる手段も備えてもいる。</p>
委員	<p>先生方は、あるものがうまく使える訓練はされている理解でよいか。</p>
事務局	<p>先ほどの2種類の道具を導入した際に、その使用方法について、使い方の講習を受け、それを引き継いで、教員が習得しているという状況である。</p>
委員	<p>教職員の長時間労働等での不調の発症を予防するために、面接指導対象者のうち、面接を希望する方が非常に多いと感じる。教職員の皆さんが、生きがいをもって働けるような環境づくりや向日市としてこのような教職員を出さないというための手立てを何か考えているか。</p> <p>教学舎から全戸配布されている「子どもの安全マップ」について、このマップでは、通学路のどこががどう危ないのかという情報がに本当に詳しく記載されている。こういう情報を活用していくためにも、ここの業者と連携したりすることについてどう考えているかもあわせて伺う。</p>

事務局	<p>面接相談員の医師派遣について記載している人数については、あくまでも予算の積算である。実際は、令和4年度の実績としては、2名受診されたところである。</p> <p>委員お持ちの安全マップについては、どのように発行しているのかの詳細は存じ上げていない。本市においては、通学路の安全会議を年2回、定期的実施している。今後、連携ができるのかの可能性も含めて、調べてみたいと思う。</p> <p><b>【就学援助制度について】</b></p>
委員	<p>就学援助の案内について、改善いただいたが、その効果について伺う。</p>
事務局	<p>効果については、現在、昨年と比較して、この文書を見て、問い合わせをしたという声は聞いていない。</p>
委員	<p>就学援助については、小学校1年生から徐々に年齢が上がっていくに従って、援助率が増えていき、中学校に行くときにさらに上がる傾向がある。</p> <p>中学校と小学校で差があるのはもう随分前からだが、原因がわかっていたら教えていただきたい。</p> <p>今後もぜひ周知を図っていただき、利用できるにもかかわらず利用していないという方がいないようにしていただきたい。</p>
事務局	<p>現在も調査しているところではあるが、理由については、判明はしていない。ただ、周知についてはどこかの学年に力を入れて周知してるわけではなく、小中学校の全員に周知をさせていただいている。</p> <p>今後も、真に必要な方が援助を受けられるよう、周知はしていきたいと考えている。</p>
委員	<p><b>【不登校児童生徒への支援について】</b></p> <p>不登校の児童生徒への支援について、学校に行かない子どもへの学びの保障について、何か予定や計画があればお伺いしたい。</p>
事務局	<p>具体的に何ができるかということについては、現在のひまわり広場の状況、あるいは、巡回相談や来所相談を含めた教育相談等を充実させていくことだと思う。また、それ以外にも、外出できない、ひまわり広場も今の状況には合わないという時には、どのように学習保障ができるのかということをしつかりと学校の教員が話をし、よりよい手だてを教育委員会とも情報共有しながら、支援をしていくことが大切だと考えている。</p>
委員	<p><b>【小学校遠足の行先選定について】</b></p> <p>第5向陽小学校の遠足で青少年科学センターにプラネタリウム見に行くということ</p>

	<p>を聞いた。向日市にはプラネタリウムがあって、隣には向日神社もあって、もう少し時間をかければ、市役所もある。学習として、十分に1日を過ごせるのではないかと素人としては思う。</p> <p>どのように検討して、青少年科学センターを選んだのかを伺う。</p> <p>青少年科学センターには、プラネタリウム以外にも、他にも展示物や体験型のものがあるため、関連して行っていると存じている。</p> <p>現在、教育委員会の方で、環境教育も含めて、いろんな部署と連携をし、いくつかのモデルコースを設定することができないかなということ動いているところであるので、委員ご案内の天文館のコースも含めて検討していきたい。</p>
事務局	<p>青少年科学センターには、プラネタリウム以外にも、他にも展示物や体験型のものがあるため、関連して行っていると存じている。</p> <p>現在、教育委員会の方で、環境教育も含めて、いろんな部署と連携をし、いくつかのモデルコースを設定することができないかなということ動いているところであるので、委員ご案内の天文館のコースも含めて検討していきたい。</p>
委員	<p><b>【中央公民館について】</b></p> <p>市民会館には、中央公民館の機能も持つということであるが、ホームページを見ても、ほとんど何も書いてない状況である。数年前に閉館した中央公民館と今回の中央公民館は、運営の基本で何か違うところはあるのかどうか、また市民にどこまで周知されているのかを伺う。あわせて、現在登録されてるクラブサークル数についても伺う。</p>
事務局	<p>中央公民館については、昨年11月、公民館管理運営規則を改正し、公民館登録団体が、永守重信市民会館を従前どおり使える状況となっている。</p> <p>また、周知については、抽選予約の方法等を含め、11月の抽選を開始する前に、登録団体にしっかりと周知をさせていただいた。</p> <p>なお、現在登録されているサークル数は73団体である。</p>
委員	<p>従来の中公民館を利用して来た時と、利用基準や利用方法なりで、特段変わったことはないという理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>大きくは変わっていないが、公民館管理運営規則を改正し、使用するにあたっては登録をしていただくということがまず基本である。登録していただければ、月2回までは公民館を使用できるということを規則に規定したので、このあたりが従前とは変わっている。</p> <p>採決　－　挙手多数　－　可決</p>

## 向日市中学校給食費徴収規則の改正について

令和5年3月24日  
学校教育課

向日市立の小学校において実施する学校給食について、学校給食費の公会計化を令和5年度から実施するため「向日市中学校給食費徴収規則」の一部改正を行いますので報告します。

### 1 主な改正の内容

- (1) 向日市立の小学校給食費の公会計化に伴い、規則名を改める  
改正後：「向日市学校給食費徴収規則」

- (2) 小学校給食費を対象とするため文言を改める

改正前		改正後
「生徒」	→	「児童生徒」
「中学校」	→	「学校」

- (3) 別表に小学校給食費の額とアレルギー食物による返金対象を追加

別表第1 (第3条第1項関係) ←	別表第1 (第4条第1項関係) ←						
<table border="1"> <tr> <td>1食当たりの給食費の額 ←</td> <td>小学校 260円 ←</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中学校 330円 ←</td> </tr> </table>	1食当たりの給食費の額 ←	小学校 260円 ←		中学校 330円 ←	<table border="1"> <tr> <td>1食当たりの給食費の額 ←</td> <td>330円 ←</td> </tr> </table>	1食当たりの給食費の額 ←	330円 ←
1食当たりの給食費の額 ←	小学校 260円 ←						
	中学校 330円 ←						
1食当たりの給食費の額 ←	330円 ←						
別表第2 (第3条第2項関係) ←	別表第2 (第4条第2項関係) ←						
<table border="1"> <tr><td>米飯 ←</td></tr> <tr><td>牛乳 ←</td></tr> <tr><td>パン ←</td></tr> </table>	米飯 ←	牛乳 ←	パン ←	<table border="1"> <tr><td>米飯 ←</td></tr> <tr><td>牛乳 ←</td></tr> </table>	米飯 ←	牛乳 ←	
米飯 ←							
牛乳 ←							
パン ←							
米飯 ←							
牛乳 ←							

- 2 施行期日 令和5年4月1日

## 中学校給食に関するアンケートについて（報告）

令和5年3月24日  
学校教育課  
学校給食センター

以下のとおり、報告します。

### 1 調査概要

#### （1）調査の目的

中学校給食について、生徒と教職員の給食に対する考えを把握し、今後の食育や調理の参考として、より良い給食を実施するため。

#### （2）調査対象

- ・令和4年度の中学校1年生から3年生までの生徒
- ・中学校教職員（非常勤職員を除く）

#### （3）調査方法

タブレット等からWEB上でアンケートに回答

#### （4）調査期間

令和4年12月1日（木）から12月23日（金）まで

#### （5）回収状況

	回収数
生徒	1, 225
教職員	66

### 2 調査内容及び集計結果

（別添資料参照）

別添資料

# 給食に関するアンケート調査（生徒用）

1225  
応答

01:20  
完了するのにかった平均時間

アクティブ  
状態

## 1. 学校名を選択してください

■ 勝山中学校	421
■ 西ノ岡中学校	348
■ 寺戸中学校	456



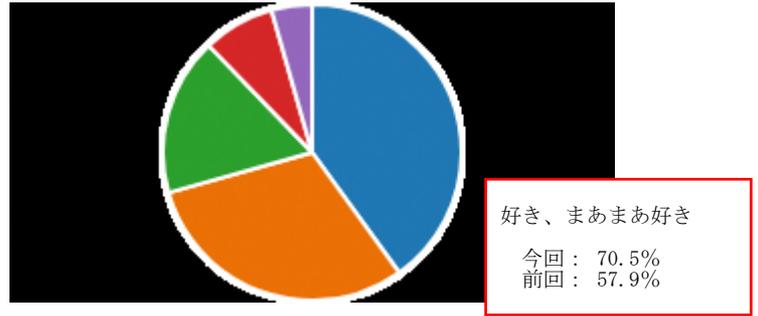
## 2. あなたの学年を教えてください

■ 1年生	348
■ 2年生	410
■ 3年生	467



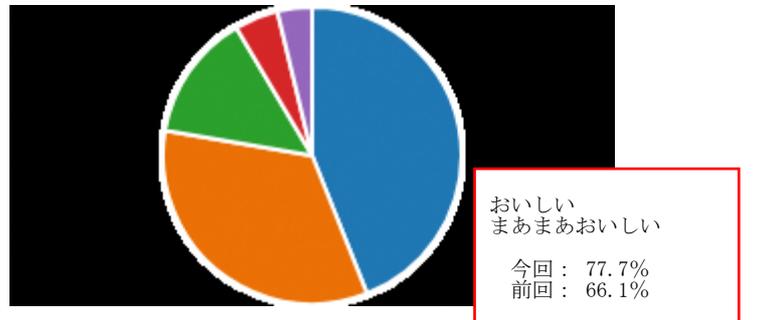
### 3. 給食は好きですか。

好き	491
まあまあ好き	374
どちらでもない	211
あまり好きではない	95
嫌い	54



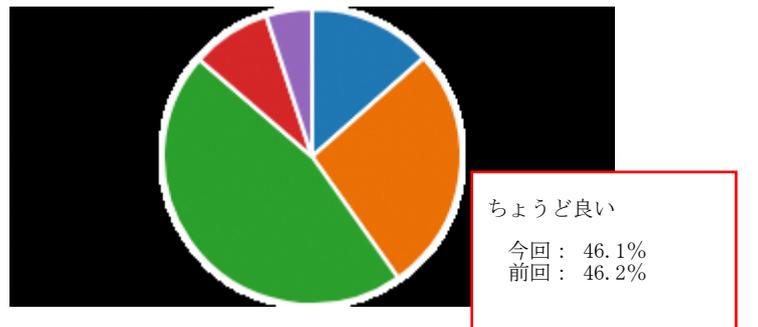
### 4. 給食はおいしいですか。

おいしい	539
まあまあおいしい	413
どちらでもない	169
あまりおいしくない	58
おいしくない	46



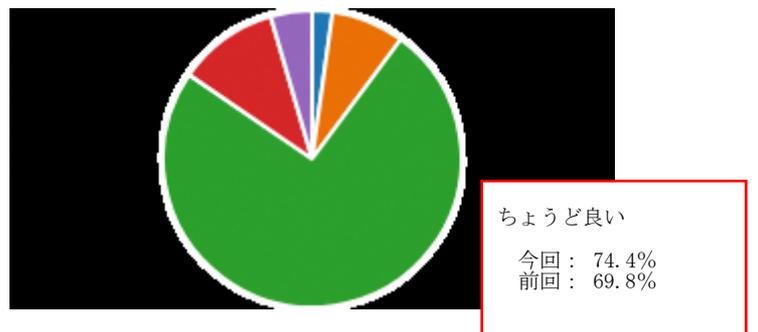
### 5. 給食の量はどうか。

多い	164
やや多い	329
ちょうど良い	565
やや少ない	106
少ない	61



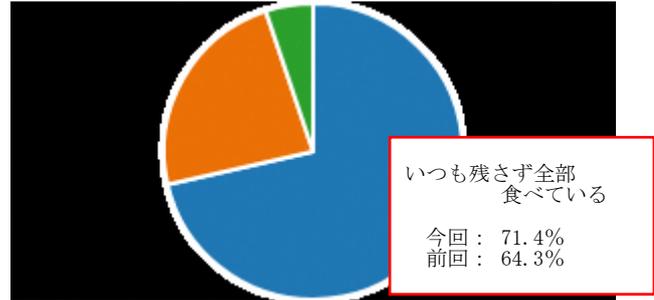
### 6. 給食の味付けはどうか。

濃い	27
やや濃い	97
ちょうど良い	912
やや薄い	134
薄い	55



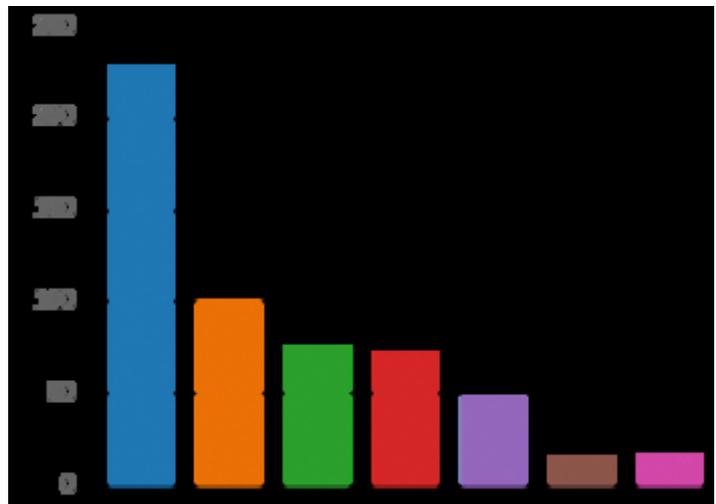
## 7. 給食で出された食べ物は、残さず食べていますか。

■ いつも残さず全部食べている	875
■ ときどき残す	287
■ いつも残す	63



## 8. 7.で「ときどき残す」「いつも残す」と回答された方にお聞きします。理由は何ですか。（2つまで選択可）

■ 苦手な食べ物がある	228
■ 食べる時間が短い	101
■ おいしくない	76
■ ボリュームが多い	72
■ お腹がすいていない	49
■ ダイエットをしている	16
■ その他	17



## 9. 給食の時間は楽しいですか。

■ 楽しい	405
■ やや楽しい	189
■ 普通	496
■ あまり楽しくない	74
■ 楽しくない	61



楽しい  
やや楽しい  
今回：48.5%  
前回：36.5%

## 10. 学校から配布される「給食だより」を見ていますか。

■ いつも見ている	182
■ ときどき見ている	517
■ ほとんど見ていない	248
■ まったく見ていない	278



## 11. 前問で「ほとんど見ていない」「まったく見ていない」と回答された方にお聞きします。理由は何ですか。

■ 内容が面白くない	27
■ 内容に興味関心がない	417
■ 文章が難しい	30
■ その他	47



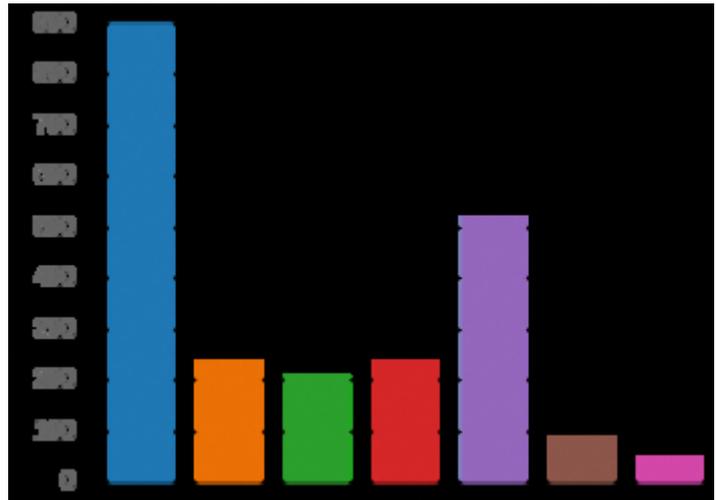
## 12. 給食で地場産野菜を使っていることを知っていますか。

■ 知っている	720
■ 知らない	505



## 13. 中学校給食について今後期待することは何ですか。（2つまで選択可）

■ おいしさ	899
■ 量	236
■ 栄養バランス	208
■ 安心・安全	238
■ メニューの豊富さ	521
■ 価格の安さ	89
■ その他	50



## ○まとめ(生徒)

設問3「給食は好きですか」について、「好き」の割合が増え、「まあまあ好き」を合わせると70.5パーセントで前回の57.9パーセントから増えました。さらに給食はおいしいかについて、「おいしい」の割合が増え、「まあまあおいしい」と合わせると77.7パーセントで、前回の66.1パーセントから増えました。

設問5「給食の量はどうか」、設問6「給食の味付けはどうか」について、ともに「ちょうど良い」が一番多く、教職員が食べ残しについて課題と感じている一方で生徒は前回より「やや少ない」、「少ない」と感じている割合が増えていました。

設問7「給食で出された食べ物は、残さず食べていますか」について、「いつも残さず全部食べている」が64.3パーセントから71.4パーセントに増えており、教室での食育指導が進んでいると考えております。残す理由については前回と変わらず「苦手な食べ物がある」が最も多い理由で、65.1パーセントでした。

設問9「給食の時間は楽しいですか」について、「楽しい」、「やや楽しい」が36.5パーセントから48.5パーセントに増え、「あまり楽しくない」、「楽しくない」が15パーセントから11パーセントに減りました。

設問10「学校から配布される「給食だより」を見ているか」について、「いつも見ている」は10.3パーセントから14.9パーセントに増え、「ときどき見ている」と合わせると57.1パーセントで見ている生徒が増えました。また、地場産物を給食に使っていることについて「知らない」と答えた生徒が48.1パーセントから41.2パーセントに減りました。給食だより配布時に一度各教室での工夫が必要と感じました。

設問12「給食で地場産野菜を使っていることを知っていますか」について、「知らない」と答えた生徒が48.1パーセントから41.2パーセントに減りましたが、向日市産野菜を使用していることを全ての生徒に知ってもらえるよう、給食時間に配布する「LUNCHTIME」や「給食だより」を、全員で目を通す時間を設定するなど工夫し、地産地消の取り組みを進めていきます。

別添資料

# 給食に関するアンケート調査（教職員用）

66  
応答

03:35  
完了するのにかった平均時間

アクティブ  
状態

## 1. 学校名を選択してください

■ 勝山中学校	15
■ 西ノ岡中学校	23
■ 寺戸中学校	28



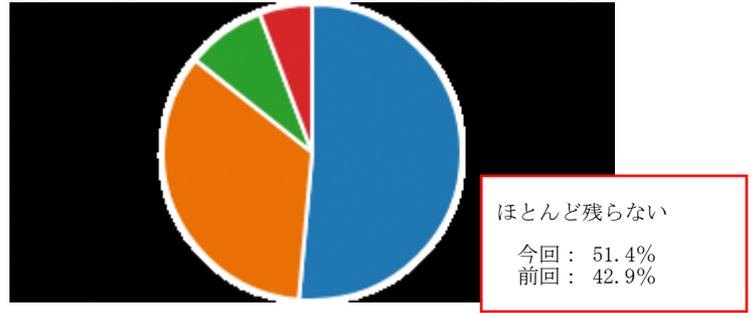
## 2. あなたの担当を教えてください

■ 学級担任	35
■ 学級担任以外	31



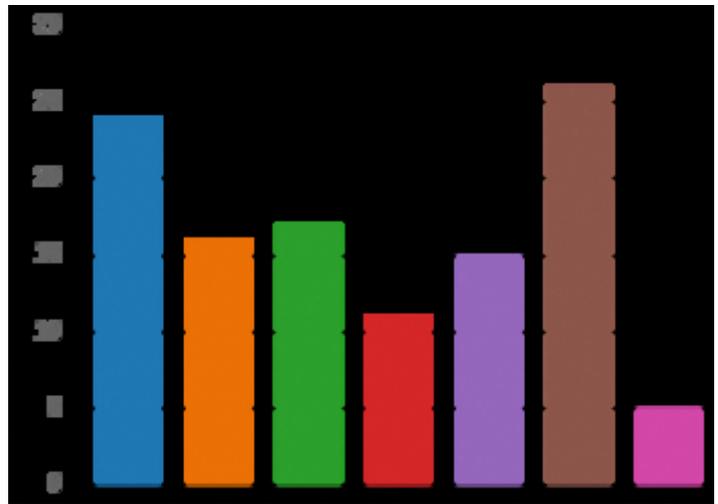
3. 担任の先生に伺います。配り残しや食べ残しの状況について、およそ1週間の平均でお答えください。

ほとんど残らない	18
10分の1程度残る	12
5分の1程度残る	3
3分の1程度残る	2



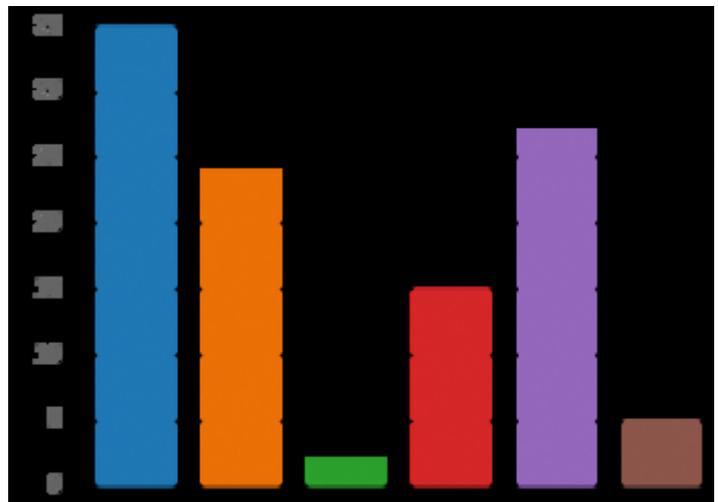
4. 給食の課題は何ですか。（2つまで選択可）

給食指導	24
食物アレルギーや異物混入な…	16
生徒の休憩時間確保	17
食に対する興味関心	11
食事についての正しい理解や…	15
食べ残し	26
その他	5



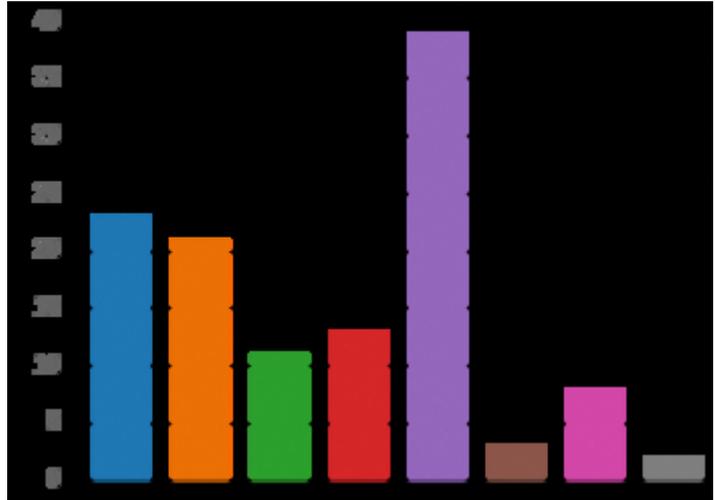
5. 配り残しや食べ残しをなくすには、どうすれば良いと思いますか。（2つまで選択可）

給食指導	35
味、おいしさの追求	24
旬や季節の行事食・郷土料理…	2
バラエティに富んだ献立内容	15
給食に関連した食育の充実	27
その他	5



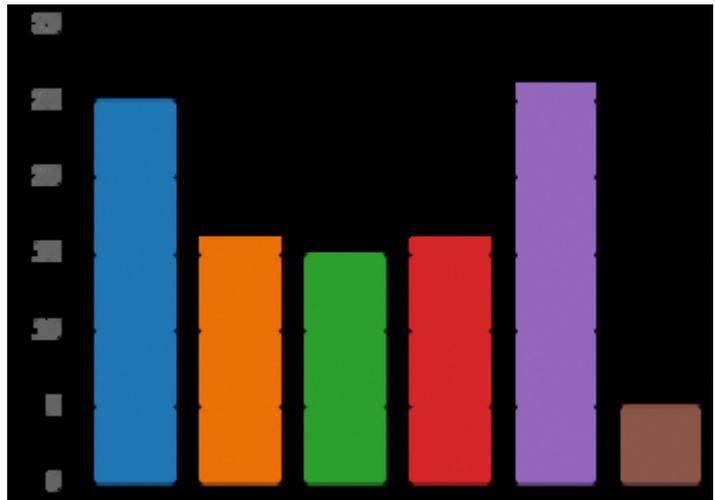
6. 給食を活用した生徒への食育について、どの項目を特に進めていけば良いと思いますか。（2つまで選択可）

■ 食事の時の挨拶やマナー・作法	23
■ 朝食の欠食や早寝早起き等生…	21
■ 地産地消への理解と地場産物活用	11
■ 食文化への理解	13
■ 栄養摂取と生活習慣病	39
■ 食の安全性	3
■ 食に関わる環境の問題	8
■ その他	2



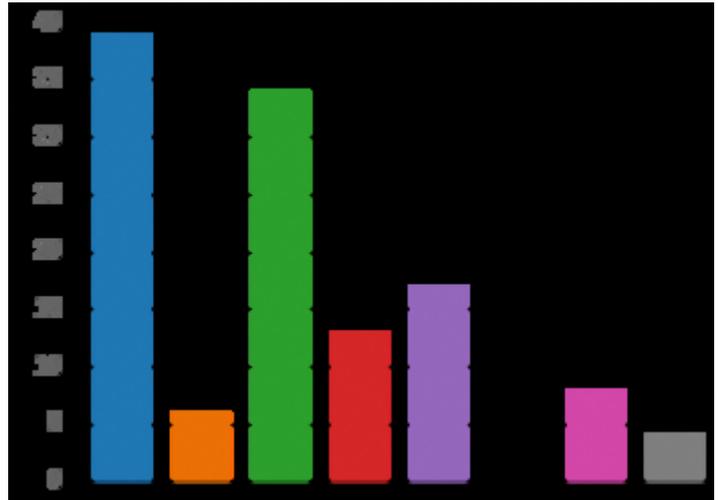
7. 前問を進めるために、重要と考えることは何ですか。（2つまで選択可）

■ 食育研修等の充実	25
■ 教科との連携	16
■ 食事環境の整備	15
■ 献立の充実	16
■ 家庭や地域との連携	26
■ その他	5



### 8. 今後、中学校給食に期待することは何ですか。（2つまで選択可）

■ おいしさ	39
■ 量	6
■ 栄養のバランス	34
■ 安心・安全	13
■ メニューの豊富さ	17
■ 価格の安さ	0
■ 食育の充実	8
■ その他	4



○まとめ(教職員)

①給食の配り残しや食べ残しの状況について学級担任35人のうち18人である51.4パーセントが「ほとんど残らない」と答えていて、前回の調査から増えました。

10分の1程度残るが減り、5分の1程度残る、3分の1程度残るが増えたため、配り残し、食べ残しの差がクラスごとに大きいことがわかりました。

②給食の課題は何かについて昨年度の調査では「生徒の休憩時間の確保」、「食べ残し」、「給食指導」の順に多かったですが、今回は「食べ残し」、「給食指導」、「生徒の休憩時間の確保」の順に変わりました。

③食べ残しや配り残しについて、教職員の意識が高まり、給食指導や給食に関連した食育を充実させることで改善されるという意見が多いことがわかりました。

④給食を活用した食育について、どの項目を進めていけばよいかという項目では「栄養摂取と生活習慣病」「食事の時の挨拶やマナー・作法」についての順となっており、これらの項目が生徒の課題と感じています。また、この食育を進めるために重要と考えられることは「家庭や地域との連携」「食育研修の充実」の順となっています。食育を進めるためには各学校の生徒の実状に合わせた研修や取り組みを行うことが大切と感じています。

史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳竹林小屋設置事業について

令和5年3月24日  
文化財調査事務所

以下のとおり報告します。

記

1 年 度

令和4年度

2 場 所

向日市寺戸町芝山2番3（史跡乙訓古墳群寺戸大塚古墳敷地内）

3 寄付者

学校法人京都建築学園 京都建築専門学校

京都府京都市上京区下立売通堀川東入ル東橋詰町174

費用 約300万円（材料費のみ）

同校の授業の一環（月・木曜日作業）として設置 7月末完成予定

4 経 緯

以前から同地に所在した竹林小屋が平成30年の台風により倒壊し、市民の中からこれを惜しむ声があがり、同校に寄せられたため

5 建築主

向日市長（建築確認等すべてを本市が実施）

6 規模等

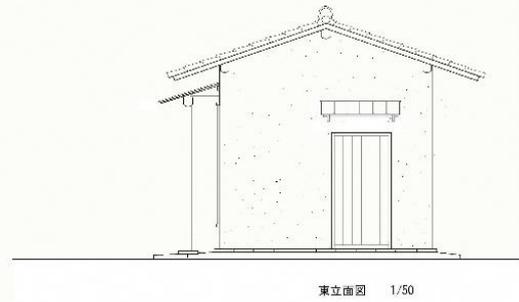
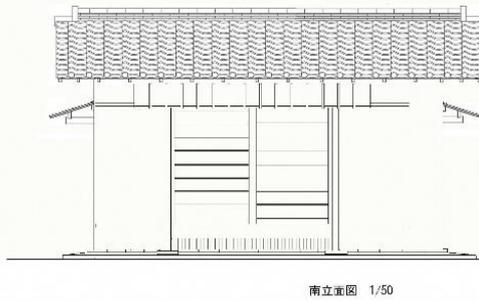
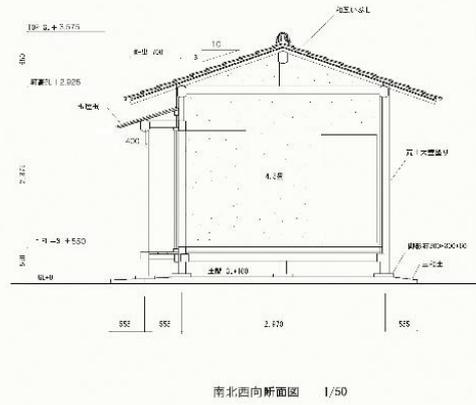
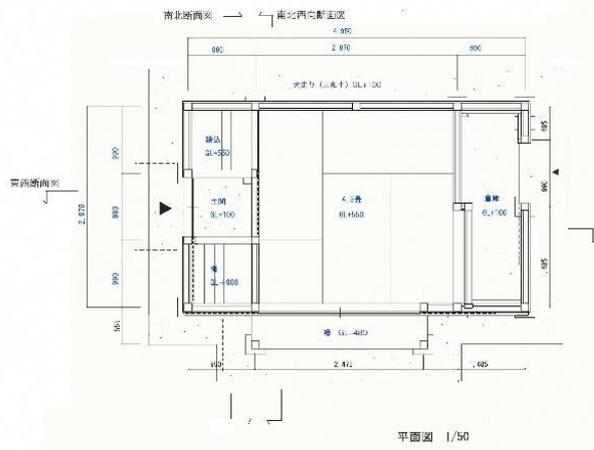
W4.950m×D2.970m×H3.575m 建築面積16.07㎡（約4.8坪）

7 完成時

竣工式（感謝状贈呈含む）及び古墳への献茶式（計画中）

8 利 用

史跡めぐりや竹の径散策の新たなフォトスポット、かぐやの夕べなどでの使用、竹林ボランティアの休憩所（平時 立入禁止）



設計図



令和4年度史跡長岡宮跡史跡等買上事業（先行取得）について

令和5年3月24日  
文化財調査事務所

以下のとおり報告します。

記

1 年 度

令和4年度

2 目 的

史跡長岡宮跡を適切に保護するため、史跡指定地の民有地の買い上げを実施。

3 買上地及び面積

向日市鶏冠井町大極殿ほか 【個人（3名）所有地】  
3筆 1,637.72 m<sup>2</sup>

4 契約金額

411,193,750 円

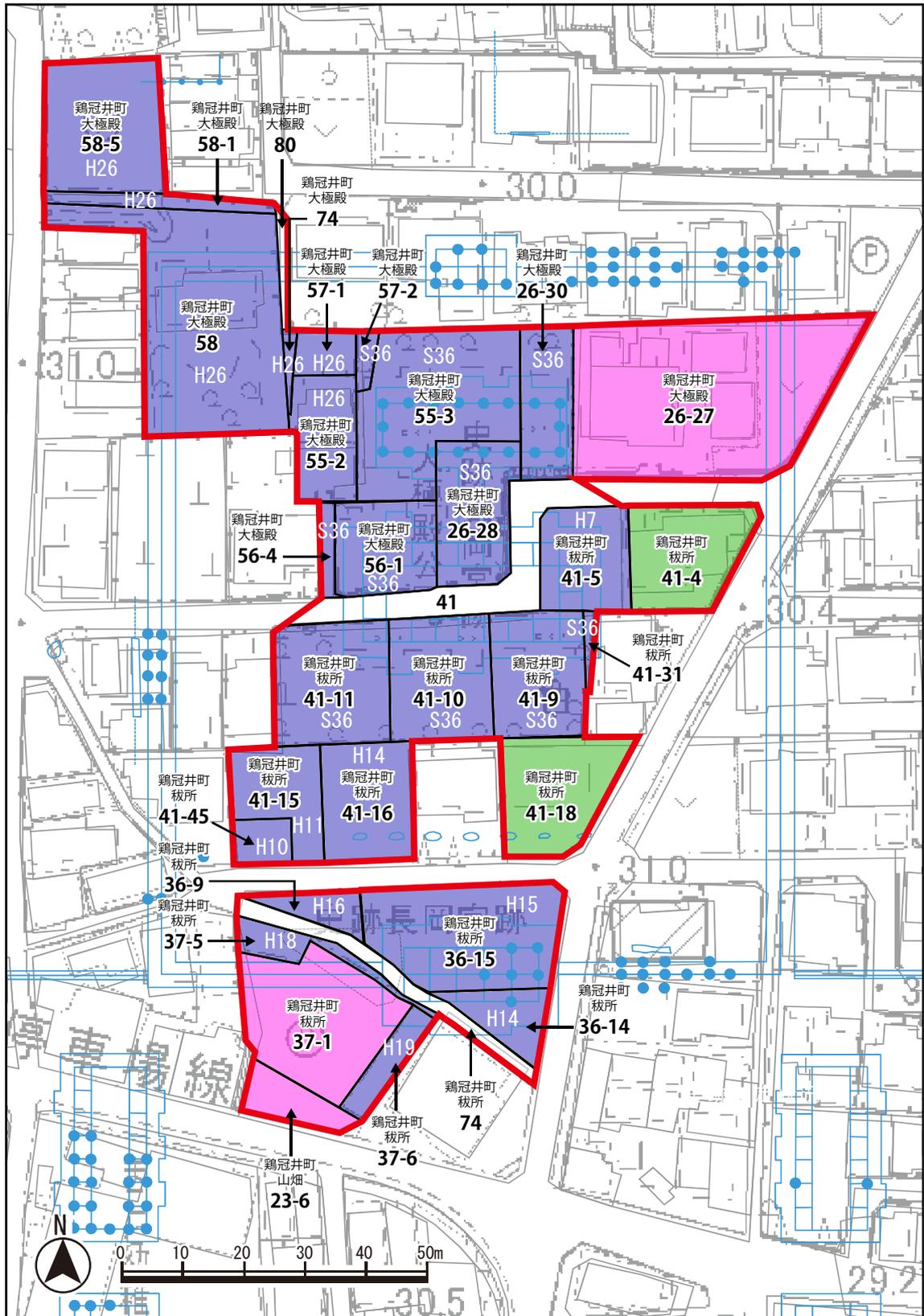
5 公有化率

史跡長岡宮跡史跡指定面積 15,697.27 m<sup>2</sup>  
令和3年度末 公有化率等 13,406.57 m<sup>2</sup> 85.41%  
令和4年度末 公有化率等 14,474.66 m<sup>2</sup> 92.21%

6 今後の予定

令和5年度 買上地の発掘調査、買上地の整備・実施設計、AR長岡宮の稼働域拡大

史跡指定地及び買収予定計画図(境界、既公有地等四色別したもの)



凡例 色分け	指定地境界線	赤色		
	前々年度以前	青色		アルファベットに数字は買上年度(元号+年)
	前年度	黄色		
	当該年度	桃色		
	来年度以降の予定地	緑色		
	公有化対象外地域	無色		

諸報告資料

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

令和5年3月24日  
学 校 教 育 課

別紙のとおり報告します。

令和5年3月24日

保護者様

向日市立〇〇学校  
向日市教育委員会

### 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

平素は本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」を受け、令和5年4月1日から児童（生徒）・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことが基本となります。具体的な対応については、下記をご参照ください。

なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない子どもたちもいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、マスク着用の有無によって、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導してまいりますので、ご家庭におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。

また、新学期以降の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応等については、始業式に改めてお知らせいたします。

#### 記

- マスクの着用が推奨される以下の場面においては着用を推奨します。
  - 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動（※）」の実施に当たっては、活動に応じた感染対策を講じながら実施します。（部活動等において、同様の活動を行う場合も含む。）  
＜感染対策＞
  - 十分な換気を行う。
  - グループ活動は少人数で行い、大声での会話を控える。
  - 器具や用具等を使用する活動については、配置場所や使用順を工夫し身体的距離を確保する。※「感染のリスクが比較的高い学習活動」の例

◇「対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」	【各教科等共通】
◇「グループで行う実験や観察」	【理科】
◇「合唱及びリコーダー（や鍵盤ハーモニカ）等の演奏」	【音楽】
◇「共同制作等の表現や鑑賞の活動」	【(図画工作)、美術、工芸】
◇「グループで行う調理実習」	【家庭、(技術・家庭)】
◇「密集する運動」「組み合ったり接触したりする運動」	【体育、保健体育】
- 地域や学校における、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況に応じて、マスクの着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはありません。
- 給食時は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように大声での会話を控えたり、対面で食事をする場合は、一定の距離を確保するなどの措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導します。
- 登校前、発熱や咳等の体調不良が見られる場合は登校を控えてください。ただし、お子様が無症状で、同居の家族に体調不良がみられる場合は登校可とします。
- 登校時、児童生徒の検温結果及び健康状態を把握しますので、健康観察カードに必要事項を記入の上、お子様に持たせてください。

令和5年3月 日

向日市立中学校入学予定者保護者 様

向日市立〇〇学校  
向日市教育委員会

### 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

平素は本校の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」を受け、令和5年4月1日から児童（生徒）・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことが基本となります。具体的な対応については、下記をご参照ください。

なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない子どもたちもいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、マスク着用の有無によって、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導してまいりますので、ご家庭におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。

また、新学期以降の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応等については、入学式に改めてお知らせいたします。

### 記

- マスクの着用が推奨される以下の場面においては着用を推奨します。
  - 校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動（※）」の実施に当たっては、活動に応じた感染対策を講じながら実施します。（部活動等において、同様の活動を行う場合も含む。）  
＜感染対策＞
  - 十分な換気を行う。
  - グループ活動は少人数で行い、大声での会話を控える。
  - 器具や用具等を使用する活動については、配置場所や使用順を工夫し身体的距離を確保する。※「感染のリスクが比較的高い学習活動」の例

◇「対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」	【各教科等共通】
◇「グループで行う実験や観察」	【理科】
◇「合唱及びリコーダー（や鍵盤ハーモニカ）等の演奏」	【音楽】
◇「共同制作等の表現や鑑賞の活動」	【(図画工作)、美術、工芸】
◇「グループで行う調理実習」	【家庭、(技術・家庭)】
◇「密集する運動」「組み合ったり接触したりする運動」	【体育、保健体育】
- 地域や学校における、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況に応じて、マスクの着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはありません。
- 給食時は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように大声での会話を控えたり、対面で食事をする場合は、一定の距離を確保するなどの措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導します。
- 入学式においても、児童生徒・保護者ともにマスクの着用を求めないことが基本となり、入場制限も行いません。ただし、保護者間に十分な距離が確保できない等の場合、マスク着用の協力を含めた感染対策をお願いすることがありますので、当日はマスクの準備をお願いします。
- 登校前、発熱や咳等の体調不良が見られる場合は登校を控えてください。ただし、お子様が無症状で、同居の家族に体調不良がみられる場合は登校可とします。

令和5年3月 日

向日市立小学校入学予定者保護者 様

向日市教育委員会

### 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

平素は本市の教育活動に、ご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部で決定された「マスク着用の考え方の見直し等について」を受け、令和5年4月1日から児童（生徒）・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことが基本となります。具体的な対応については、下記をご参照ください。

なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない子どもたちもいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにするとともに、マスク着用の有無によって、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導してまいりますので、ご家庭におかれましてもご協力いただきますようお願いいたします。

また、新学期以降の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合の対応等については、入学式に改めてお知らせいたします。

### 記

- 1 マスクの着用が推奨される以下の場面においては着用を推奨します。
  - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
- 2 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動（※）」の実施に当たっては、活動に応じた感染対策を講じながら実施します。

#### <感染対策>

- ・十分な換気を行う。
- ・グループ活動は少人数で行い、大声での会話を控える。
- ・器具や用具等を使用する活動については、配置場所や使用順を工夫し身体的距離を確保する。

※「感染のリスクが比較的高い学習活動」の例

◇「対面形式となるグループワーク等」「一斉に大きな声で話す活動」	【各教科等共通】
◇「グループで行う実験や観察」	【理科】
◇「合唱及びリコーダー（や鍵盤ハーモニカ）等の演奏」	【音楽】
◇「共同制作等の表現や鑑賞の活動」	【(図画工作)、美術、工芸】
◇「グループで行う調理実習」	【家庭、(技術・家庭)】
◇「密集する運動」「組み合ったり接触したりする運動」	【体育、保健体育】

- 7 地域や学校における、新型コロナウイルス感染症や季節性インフルエンザの感染状況に応じて、マスクの着用を促すことも考えられますが、着用を強いることはありません。
- 8 給食時は、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように大声での会話を控えたり、対面で食事をする場合は、一定の距離を確保するなどの措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこととします。
- 9 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう指導します。
- 10 入学式においても、児童生徒・保護者ともにマスクの着用を求めないことが基本となり、入場制限も行いません。ただし、保護者間に十分な距離が確保できない等の場合、マスク着用の協力を含めた感染対策をお願いすることがありますので、当日はマスクの準備をお願いします。
- 11 登校前、発熱や咳等の体調不良が見られる場合は登校を控えてください。ただし、お子様が無症状で、同居の家族に体調不良がみられる場合は登校可とします。